

# 教育委員会における障害者雇用に関する実態調査

## 国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査

### 調査概要

・平成31年4月に文部科学省が公表した「教育委員会における障害者雇用推進プラン」に基づき、令和元年度に「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」を行い、このたび、その結果を取りまとめ、公表。

#### ・「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」

教師に係る障害者雇用の実態把握やその課題の洗い出しを行うとともに、取組事例の展開等を通じて各教育委員会における障害者雇用の取組を促進することを目的に、都道府県・指定都市教育委員会における障害者雇用に関する実態調査を実施。

#### <調査内容>

- ・令和元年6月1日現在の職種別・学校種等別の障害者雇用状況 等  
(注)定義及び回答の考え方は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。
- ・令和元年6月1日現在の
  - ①障害のある教育職員に対する入職後の合理的配慮の例
  - ②障害のある教育職員に対する合理的配慮を行うための施設整備等の例
  - ③障害のある事務職員に対する入職後の合理的配慮の例 等

#### ・「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」

教職課程において障害のある学生が学ぶ際の支援に関する実態把握やその課題の洗い出しを行うとともに、取組事例の展開等を通じて教職課程を有する各大学等における障害のある学生の支援を促進することを目的に、国立教員養成大学・学部における障害のある学生への支援に関する実態調査を実施。

#### <調査内容>

- ・令和元年5月1日現在の障害のある学生の在籍状況 等  
(注1)定義及び回答の考え方は、独立行政法人日本学生支援機構「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」と同じ。
- ・平成28～30年度の障害のある学生の教員免許状取得状況  
(注2)定義及び回答の考え方は、文部科学省「教員免許状取得状況調査」と同じ。
- ・令和元年5月1日現在の障害のある学生への支援に関する取組の例 等

### 調査結果

別添資料1： 調査結果のポイント

別添資料2： 調査結果(詳細版)

## 調査結果のポイント

### ①教育委員会の障害者雇用状況

- 令和元年6月1日現在の都道府県教育委員会における障害者雇用の状況は、法定雇用率2.4%に対し、実雇用率は1.87%と不十分なものとなっている。
- 職種別にみると、教育職員の実雇用率(1.27%)は事務職員(7.39%)に比べて低くなっている。
- 学校種等別の雇用状況をみると、教育職員は特別支援学校、事務職員は特別支援学校、高等学校の実雇用率が高くなっている。

### 都道府県教育委員会における職種別・学校種等別の障害者雇用状況

(令和元年6月1日現在)(図表1・2より抜粋)

#### ○職種別の雇用状況

	教育職員	事務職員	全体
対象職員数の構成比	90.2%	9.7%	-
実雇用率	1.27%	7.39%	1.87%

#### ○教育職員の学校種等別雇用状況

学校種等	対象職員数の構成比	各学校種等の実雇用率
小学校	43.0%	0.69%
中学校	23.8%	1.00%
高等学校	22.0%	1.33%
特別支援学校	10.4%	4.23%
その他	0.7%	0.60%

#### ○事務職員の学校種等別雇用状況

学校種等	対象職員数の構成比	各学校種等の実雇用率
教育委員会事務局	27.9%	5.47%
小学校	24.4%	4.05%
中学校	12.1%	3.92%
高等学校	26.2%	11.49%
特別支援学校	9.0%	15.17%
その他	0.4%	6.45%

(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。事務職員は教育職員以外の職員を指す。

(注2)「実雇用率」は、障害のある教職員数を対象職員数で割った数値。

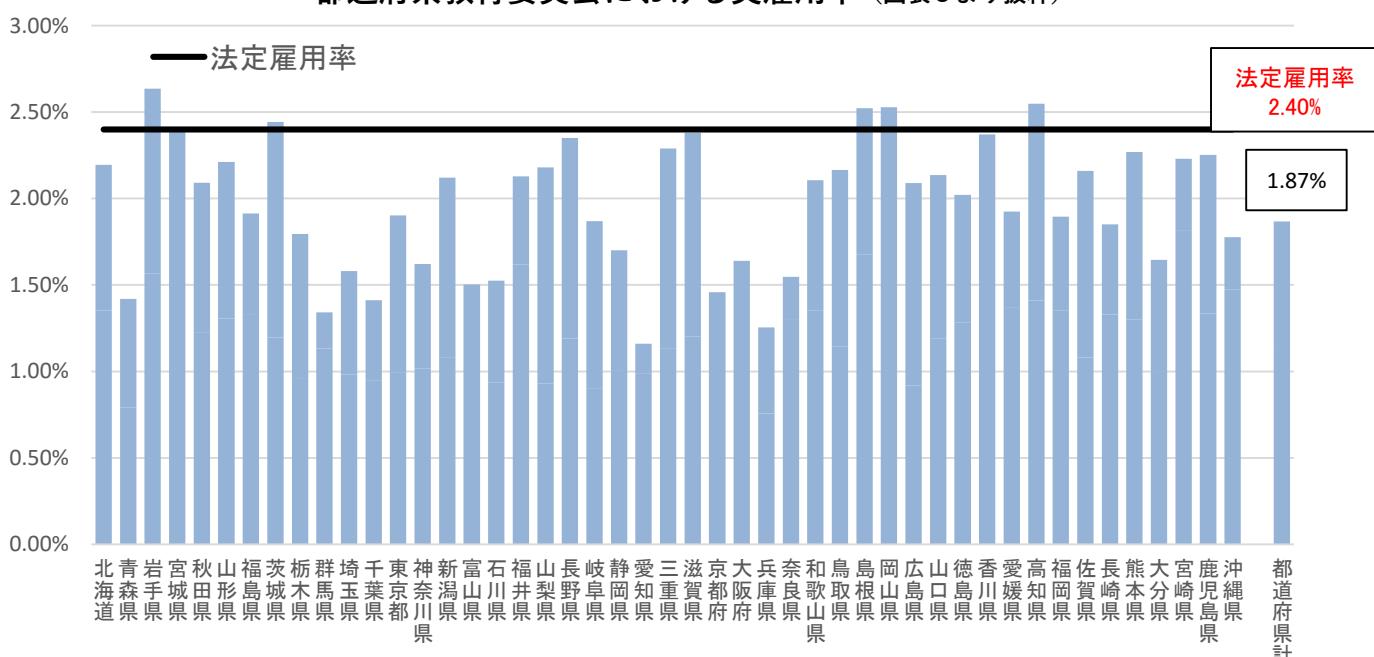
(注3)対象職員数は、厚生労働省「障害者任免状況」における「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」と同じ。

(注4)「構成比」は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%に一致しない。

(注5)教育職員の学校種等の「その他」は、教育職員の合計から小・中・高・特別支援学校を除いた値。(教育委員会事務局、義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)

(注6)事務職員の学校種等の「その他」は、事務職員の合計から教育委員会事務局、小・中・高・特別支援学校を除いた値。(義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)

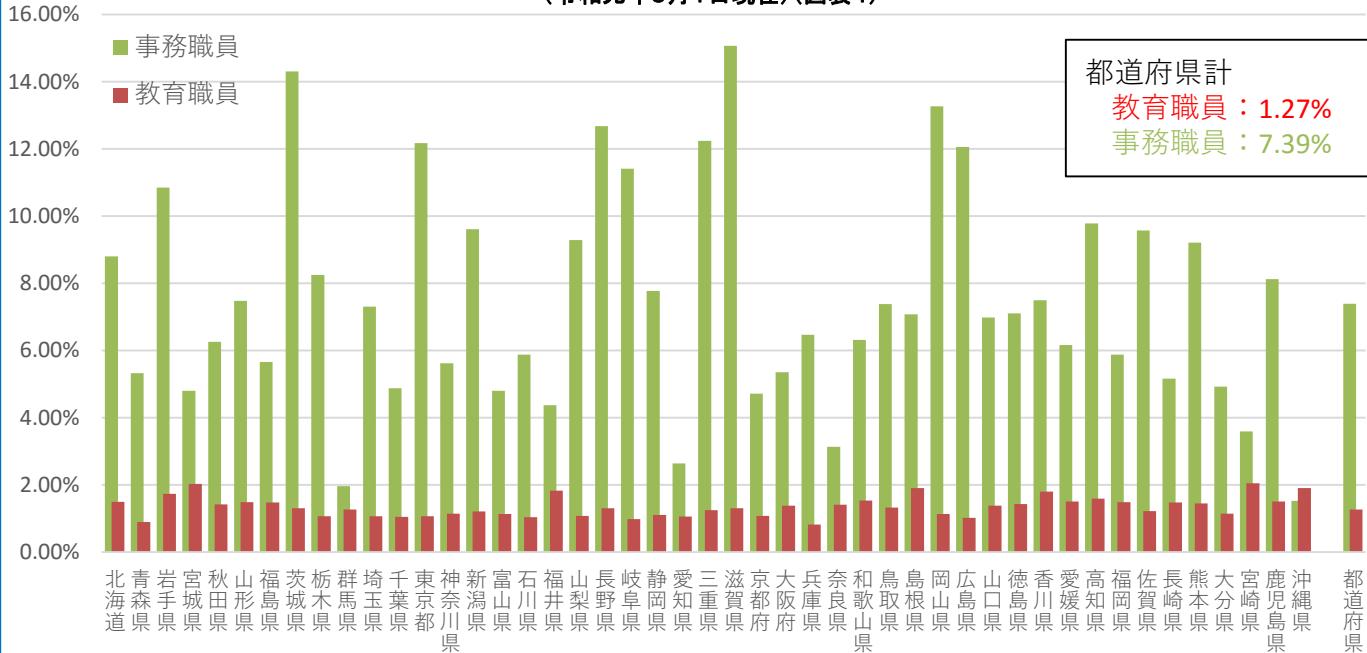
### 都道府県教育委員会における実雇用率 (図表3より抜粋)



(注1)厚生労働省「令和元年 障害者雇用状況の集計結果」と同じ。

(注2)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

## 都道府県教育委員会における職種別の実雇用率 (令和元年6月1日現在)(図表4)



(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。事務職員は教育職員以外の職員を指す。

(注2)実雇用率は、障害のある教職員数を対象職員数で割った数値。対象職員数は、厚生労働省「障害者任免状況」における「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」と同じ。

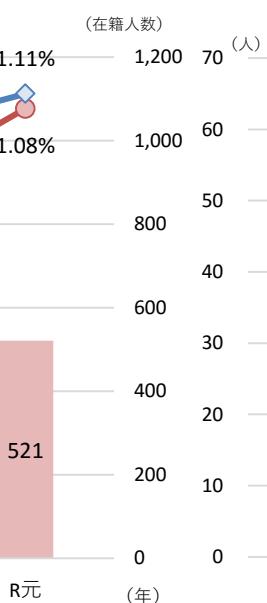
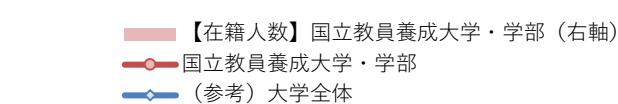
(注3)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

### ②障害のある学生の教員免許状取得状況

- ▶ 国立教員養成大学・学部における障害のある学生の在籍人数は増加。
- ▶ 国立教員養成大学・学部における障害のある学生の免許状取得者実数は平成30年度に47人。

障害のある学生の在籍状況

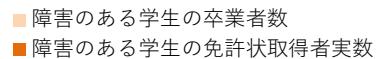
(図表24)



障害のある学生の教員免許状取得状況

【国立教員養成大学・学部】

(図表27)



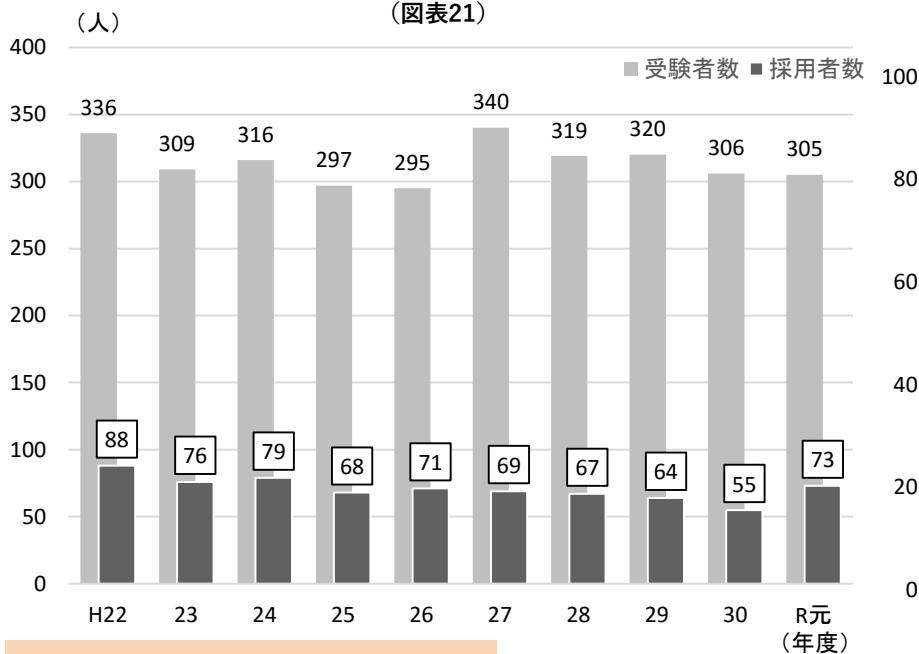
(注)「教職課程を有する大学等全体」の障害のある学生の教員免許状取得状況は、以下の通り。  
平成28年度:161人、平成29年度:168人、平成30年度:179人

### ③障害のある者の公立学校教員採用選考試験の実施状況

- 令和元年度(平成30年度実施)採用選考における障害のある者の採用者数は73人。
- 学校種別にみると、小学校・中学校・特別支援学校等で採用者数が増加。
- 令和2年度採用選考における障害のある者を対象とした選考において、受験資格に「自力通勤可能」「介助者不要」などの要件を課している県市は0県市となり、全ての県市において撤廃された。

障害のある者の受験者数及び採用者数

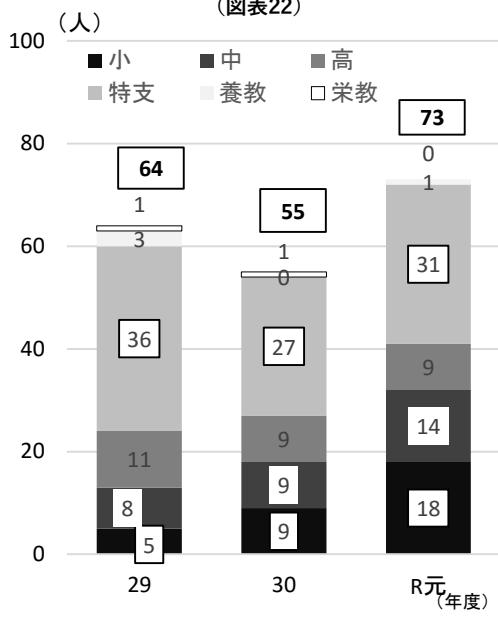
(図表21)



文部科学省  
「教師の採用等の改善に係る取組事例」より引用

障害のある者の採用者数・学校種別内訳

(図表22)



### ④教育委員会における取組事例

#### 川崎市

#### 聴覚障害のある教員の情報保障のため、手話通訳者を配置【市単独事業・令和元年度より実施】

聴学校に、聴覚障害のある教員を複数配置しているが、聴覚障害のある教員の場合、電話や来客対応、出張等を一人で行うのは困難であり、また、職員会議等において使用言語の違い（日本語と日本手話）から細かいニュアンスが伝わりにくいくこと等を踏まえ、情報保障として手話通訳者を4名配置し、常時情報保障が可能な体制とした。

その結果、①教員同士のコミュニケーションの活性化、②校務分掌として進路担当等涉外関係を担当できるようになったこと、③電話通訳により保護者等の対応が可能になったこと等、手話通訳者配置前に比べ、業務の幅が広がっている。

#### 宮城県

#### 県立学校等に障害のある教務・業務補助員を配置し、教職員の業務を軽減

【県単独事業・平成25年度より実施】

##### ①教務補助

教材作成補助、教務資料の印刷業務や製本、職員室内の環境整備業務の補助、授業時間中における教員補助のための軽作業等

##### ②業務補助

文書の収受、業務資料の印刷や製本、軽易な書類作成、郵便物の仕分けや配達、証明書の発行、学校図書館蔵書の整備、校内の環境整備業務の補助等

雇用者数の推移(各年6月1日現在)

年	H24	25	26	27	28	29	30	R元
①教務補助	—	—	—	—	13	39	48	50
②業務補助	—	16	19	16	15	15	26	25
合計	—	16	19	16	28	54	74	75

(注) 宮城県内の県立学校は90校

#### 熊本市

#### 教委事務局に執務室を設置し、各学校へローテーションで派遣【市単独事業・平成26年度より実施】

教育委員会事務局に執務室を設置し、複数名の障害者会計年度任用職員をローテーションで各学校に派遣し敷地内の除草等を行う。また、障害者会計年度任用職員の引率や服務管理を行う指導員を配置する。

#### その他

- (岐阜県、愛媛県) 障害のある教員が学級担任をするにあたり、階段の利用を避けるために、学級を1階に設置している。【中学校、肢体不自由、小学校、上肢不自由】
- (静岡県) 視覚障害のある教員には、パソコンの読み上げソフトを活用し、職員会議の資料などをテキストファイル化してデータの提供を行っている。【特別支援学校、視覚障害】

## ⑤国立教員養成大学・学部における取組事例

- ▶ (島根大学) 障がい学生支援室を窓口として、障害のある高校生や特別支援学校生徒の大学見学・体験入学の受け入れ、教員(担任や進路指導担当教員等)からの質問や事前相談、見学等に対応している。
- ▶ (滋賀大学) 教育学部では独自に、障害のある学生の入学が決定した時点で、個別支援チームを立ち上げ、入学前の3月に高等学校教諭、本人、保護者を含めて打合せを行い、①当面のスケジュール、②修学支援の実情等の共有等を行っている。

## ⑥国立教員養成大学・学部から教育委員会に対する要望事項

- ▶ 教育委員会として障害のある者を採用した場合、どのような分野で活用することを想定しているのか情報を提供してほしい。その情報に基づいてどのような支援が必要であるかを検討していただきたい。
- ▶ 現在、障害がありながら教育現場で職務にあたっている方の話を聞く機会を設けてほしい。教職志望の学生のみならず、教員養成にあたる大学教員にとっても、在学中に何を念頭において指導すればよいかの示唆を得ることができる。
- ▶ 教育現場において障害のある教師がどのような支援を受けることができるのか、どういった勤務体制ができるのかといった点を具体的に示してほしい。
- ▶ 障害のある学生や病気をもつ学生を教職として雇用するにあたっては、多様な働き方を用意し、教職における働き方の選択肢を広げてほしい(時短勤務、新しい働き方や役割の創造、特性を利用した業務の切り出し等)。
- ▶ 教育実習に不安のある障害のある学生が職場体験を通して自己の職業適性への理解を深めるため、教育実習とは別に、評価を伴わない学校でのインターンシップのような機会を設けてほしい。また、そのような機会を通して受け入れ側の教職員も障害への理解が深まる。

## 課題を踏まえた文部科学省の当面の取組

本調査により、

- 各都道府県・指定都市教育委員会別に取組状況を公表するとともに、教育委員会や学校における取組事例を幅広く共有する。
- また、国立教員養成大学・学部における障害のある学生の在籍状況を公表するとともに、各大学の取組事例を幅広く共有する。

文部科学省としては、教育委員会における障害者雇用が不十分なものとなっている状況を踏まえ、

- 各教育委員会の進捗状況をフォローアップするための継続的な実態把握・公表
  - ・ 本調査結果を受けた取組が反映される令和3年度以降に改めて調査を行う
- 教員採用選考試験における取組事例の収集・発信
- 障害のある教師が働きやすい学校施設整備を支援するとともに、学校のICT環境整備の推進

また、国立教員養成大学・学部から教育委員会への要望事項等を踏まえ、

- 障害のある教職員が教育現場で活躍している全国の事例の収集・発信
    - ・ 入職後の勤務体制・職務内容の工夫をはじめとした入職後の合理的配慮の在り方 等
  - 教職課程を置く大学等と教育委員会の連携の促進
    - ・ 上記の事例を大学等に共有するとともに、教育公務員特例法第22条の5に規定する協議会の活用等を通じた教育委員会と多様な教育関係者等との連携・協力の促進
- 等を通じて、各教育委員会における障害者雇用を推進していく。

文部科学省 障害者活躍推進プラン⑥  
障害のある人が教師等として活躍することを推進する  
～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

## 教育委員会における障害者雇用に関する実態調査

## 国立教員養成大学・学部における 障害のある学生の支援に関する実態調査



令和2年7月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 1 調査概要

## 2 結果概要(1) データ関係

- ・都道府県教育委員会の障害者雇用状況 ー学校種等別構成比、障害種別構成比
- ・指定都市教育委員会の障害者雇用状況 ー学校種等別構成比、障害種別構成比
- ・障害のある者の公立学校教員採用選考試験の実施状況
- ・国立教員養成大学・学部における障害のある学生の在籍状況
- ・障害のある学生の教員免許状取得状況

## 3 結果概要(2) 教育委員会における取組事例

- ・障害のある教育職員に対する入職後の合理的配慮の例
- ・障害のある教育職員に対する合理的配慮を行うための施設整備等の例
- ・障害のある事務職員に対する入職後の合理的配慮の例
- ・教育委員会における取組事例 ー学校への配置、学校への派遣、その他
- ・公立学校教員採用選考試験における配慮の実施例

## 4 結果概要(3) 国立教員養成大学・学部における取組事例

- ・入学前段階／養成段階／入職支援段階
- ・障害のある学生の支援に関する課題
- ・国立教員養成大学・学部から教育委員会に対する要望事項

## 5 調査結果を踏まえた文部科学省としての今後の取組

## 教育委員会における障害者雇用に関する実態調査(1)

### <調査概要・目的>

教師に係る障害者雇用の実態把握やその課題の洗い出しを行うとともに、取組事例の展開等を通じて各教育委員会における障害者雇用の取組を促進することを目的に、都道府県・指定都市教育委員会における障害者雇用に関する実態調査を実施。

### <調査対象>

67都道府県・指定都市教育委員会

### <調査内容>

- ・令和元年6月1日現在の職種別・学校種等別の障害者雇用状況 等

(注)定義及び回答の考え方は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。

- ・令和元年6月1日現在の

- ①障害のある教育職員に対する入職後の合理的配慮の例
- ②障害のある教育職員に対する合理的配慮を行うための施設整備等の例
- ③障害のある事務職員に対する入職後の合理的配慮の例 等

### <調査方法>

調査対象者が調査票に回答

### <回答数>

すべての教育委員会より回答

## 教育委員会における障害者雇用に関する実態調査(2)

### ＜用語の定義など＞

厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。

#### ・実雇用率

実雇用率 = 障害のある教職員数／対象職員数

※「障害のある教職員数」は、教育委員会で雇用している障害者数。

※「対象職員数」は、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数。

#### ・法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないとされている。

都道府県等の教育委員会(42人[45.5]以上規模の機関)：2.4%

※( )内は、それぞれの割合によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※[ ]内は、平成30年3月までの値である。

#### ・職種別の職員数

障害のある教職員数 = 教育職員 + 事務職員

※「事務職員」は、教育委員会で雇用している教育職員以外の職員を指す。

教育委員会事務局の職員や各学校種等の事務職員・スタッフ等を含む。

## 国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査

### <調査概要・目的>

教職課程において障害のある学生が学ぶ際の支援に関する実態把握やその課題の洗い出しを行うとともに、取組事例の展開等を通じて教職課程を有する各大学等における障害のある学生の支援を促進することを目的に、国立教員養成大学・学部における障害のある学生への支援に関する実態調査を実施。

### <調査対象>

小・中・高等学校等の教員養成を目的とする国立の教員養成大学・学部の教員養成課程 44大学

北海道教育大学、弘前大学、岩手大学、宮城教育大学、秋田大学、茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京学芸大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、愛知教育大学、三重大学、滋賀大学、京都教育大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、和歌山大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学

### <調査内容>

・令和元年5月1日現在の障害のある学生の在籍状況 等

(注1)定義及び回答の考え方は、独立行政法人日本学生支援機構「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」と同じ。

・平成28～30年度の障害のある学生の教員免許状取得状況

(注2)定義及び回答の考え方は、文部科学省「教員免許状取得状況調査」と同じ。

・令和元年5月1日現在の障害のある学生への支援に関する取組の例 等

### <調査方法>

調査対象者が調査票に回答

### <回答数>

すべての大学より回答

次ページ以降の調査結果のうち、以下の項目の引用元は次の通り。

■ 障害のある者の教員採用選考試験の実施状況

<調査名>

文部科学省「教師の採用等の改善に係る取組事例」

<調査対象>

67都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会(計68)

■ 障害のある学生の在籍状況(大学全体)

<調査名>

独立行政法人日本学生支援機構「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」

<調査対象>

大学(専門職大学、大学院、大学院大学及び専攻科を含む)

短期大学(大学内に短期大学部を有している場合を含む。専門職短期大学及び専攻科を含む)

高等専門学校(専攻科を含む)

# 都道府県教育委員会の障害者雇用状況(1)(令和元年6月1日現在)

- ✓ 令和元年6月1日現在における障害者雇用の状況は、法定雇用率2.4%に対し、実雇用率は1.87%と不十分なものとなっている。
- ✓ 職種別にみると、教育職員の実雇用率(1.27%)は事務職員(7.39%)に比べて低くなっている。
- ✓ 学校種等別の雇用状況をみると、教育職員は特別支援学校、事務職員は特別支援学校、高等学校の実雇用率が高くなっている。

**図表1 職種別の障害のある教職員の実雇用率**

区分	教育職員	事務職員	計
北海道	1.50%	8.80%	2.20%
青森県	0.90%	5.33%	1.42%
岩手県	1.74%	10.85%	2.64%
宮城県	2.03%	4.80%	2.40%
秋田県	1.42%	6.26%	2.09%
山形県	1.49%	7.48%	2.21%
福島県	1.48%	5.66%	1.91%
茨城県	1.31%	14.31%	2.44%
栃木県	1.07%	8.25%	1.80%
群馬県	1.27%	1.96%	1.34%
埼玉県	1.07%	7.31%	1.58%
千葉県	1.05%	4.88%	1.41%
東京都	1.07%	12.18%	1.90%
神奈川県	1.14%	5.62%	1.62%
新潟県	1.21%	9.61%	2.12%
富山県	1.13%	4.80%	1.50%
石川県	1.04%	5.87%	1.53%

区分	教育職員	事務職員	計
福井県	1.83%	4.38%	2.13%
山梨県	1.07%	9.29%	2.18%
長野県	1.31%	12.68%	2.35%
岐阜県	0.98%	11.42%	1.87%
静岡県	1.10%	7.78%	1.70%
愛知県	1.06%	2.64%	1.16%
三重県	1.25%	12.24%	2.29%
滋賀県	1.30%	15.08%	2.38%
京都府	1.08%	4.72%	1.46%
大阪府	1.38%	5.35%	1.64%
兵庫県	0.82%	6.46%	1.25%
奈良県	1.41%	3.13%	1.55%
和歌山県	1.53%	6.32%	2.11%
鳥取県	1.33%	7.39%	2.16%
島根県	1.90%	7.08%	2.52%
岡山県	1.14%	13.27%	2.53%
広島県	1.02%	12.06%	2.09%

区分	教育職員	事務職員	計
山口県	1.38%	6.99%	2.13%
徳島県	1.43%	7.11%	2.02%
香川県	1.80%	7.50%	2.37%
愛媛県	1.50%	6.17%	1.92%
高知県	1.60%	9.78%	2.55%
福岡県	1.49%	5.88%	1.90%
佐賀県	1.22%	9.57%	2.16%
長崎県	1.48%	5.17%	1.85%
熊本県	1.45%	9.21%	2.27%
大分県	1.15%	4.93%	1.65%
宮崎県	2.05%	3.60%	2.23%
鹿児島県	1.50%	8.12%	2.25%
沖縄県	1.91%	1.52%	1.78%

合計	1.27%	7.39%	1.87%
----	-------	-------	-------

構成比	90.2%	9.7%	-
-----	-------	------	---

**図表2 学校種等別の雇用状況**

○教育職員

学校種等	対象職員数の構成比	各学校種等の実雇用率
小学校	43.0%	0.69%
中学校	23.8%	1.00%
高等学校	22.0%	1.33%
特別支援学校	10.4%	4.23%
その他	0.7%	0.60%

○事務職員

学校種等	対象職員数の構成比	各学校種等の実雇用率
教育委員会事務局	27.9%	5.47%
小学校	24.4%	4.05%
中学校	12.1%	3.92%
高等学校	26.2%	11.49%
特別支援学校	9.0%	15.17%
その他	0.4%	6.45%

(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。事務職員は教育職員以外の職員を指す。  
 (注2)「実雇用率」は、障害のある教職員数を対象職員数で割った数値。  
 (注3)対象職員数は、厚生労働省「障害者任免状況」における「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」と同じ。

(注4)「合計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。  
 (注5)「構成比」は、教育職員数または事務職員数を対象職員数で割った数値。小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%に一致しない。  
 (注6)教育職員の学校種等の「その他」は、教育職員の合計から小・中・高・特別支援学校を除いた値。(教育委員会事務局、義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)  
 (注7)事務職員の学校種等の「その他」は、事務職員の合計から教育委員会事務局、小・中・等・特別支援学校を除いた値。(義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)  
 (注8)学校種等別の各数値は有効回答の集計より計算。小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%に一致しない。

図表3 実雇用率

3.00%

2.50%

2.00%

1.50%

1.00%

0.50%

0.00%

法定雇用率

法定雇用率  
2.40%

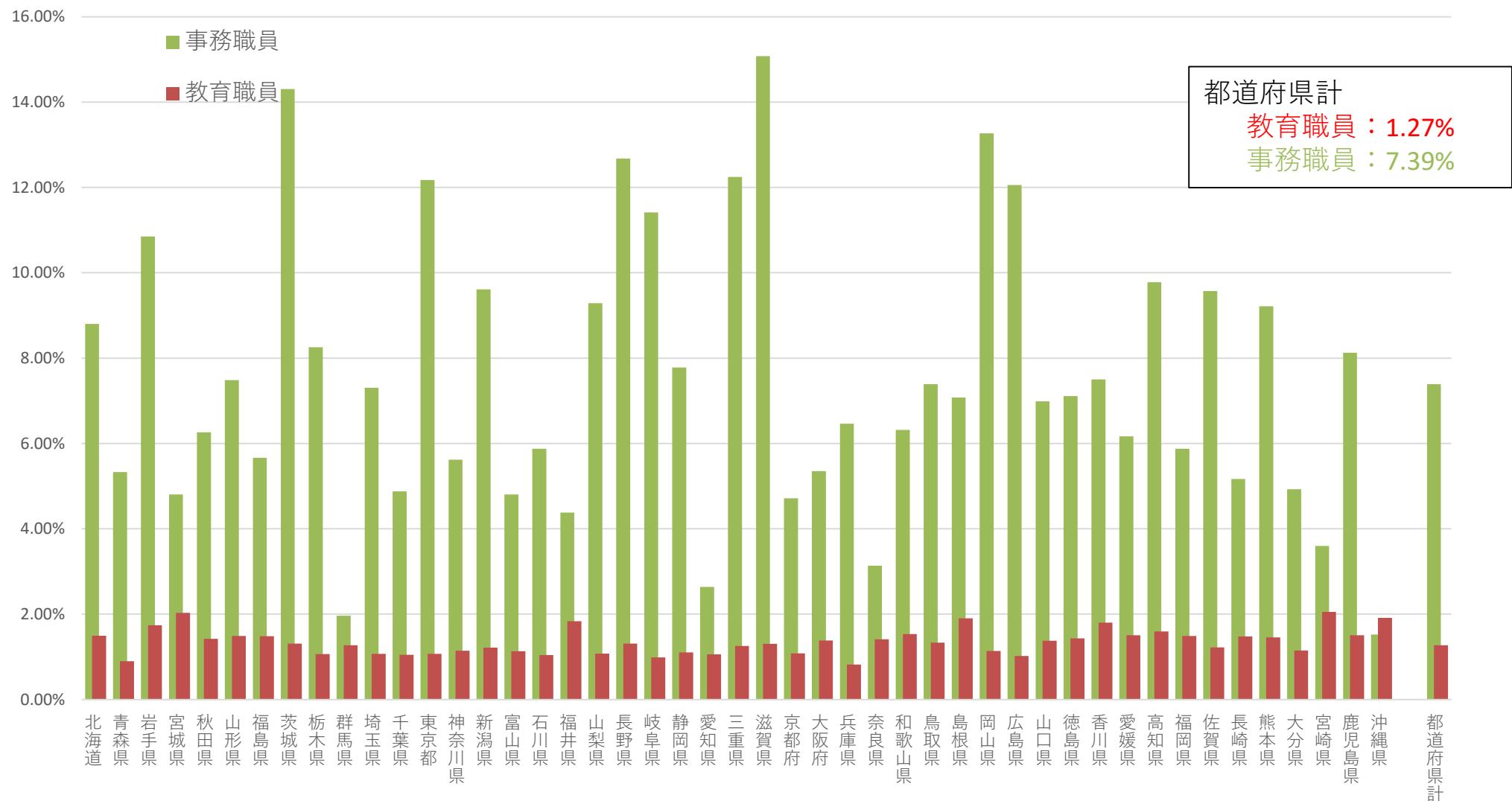
1.87%



(注1)厚生労働省「令和元年 障害者雇用状況の集計結果」と同じ。

(注2)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

図表4 職種別の実雇用率



(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。事務職員は教育職員以外の職員を指す。

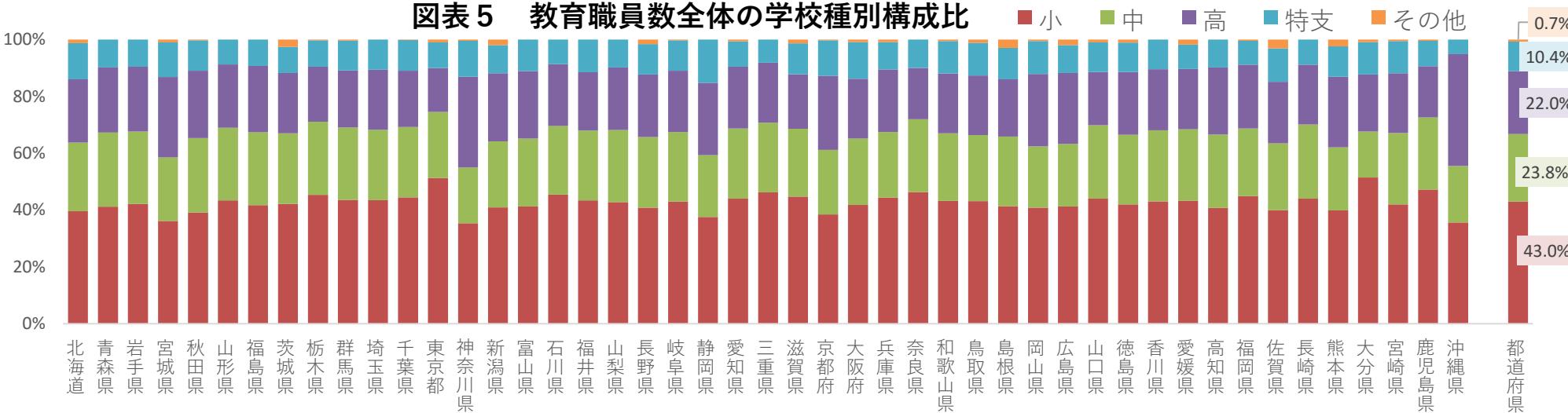
(注2)実雇用率は、障害のある教職員数を対象職員数で割った数値。対象職員数は、厚生労働省「障害者任免状況」における「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」と同じ。

(注3)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

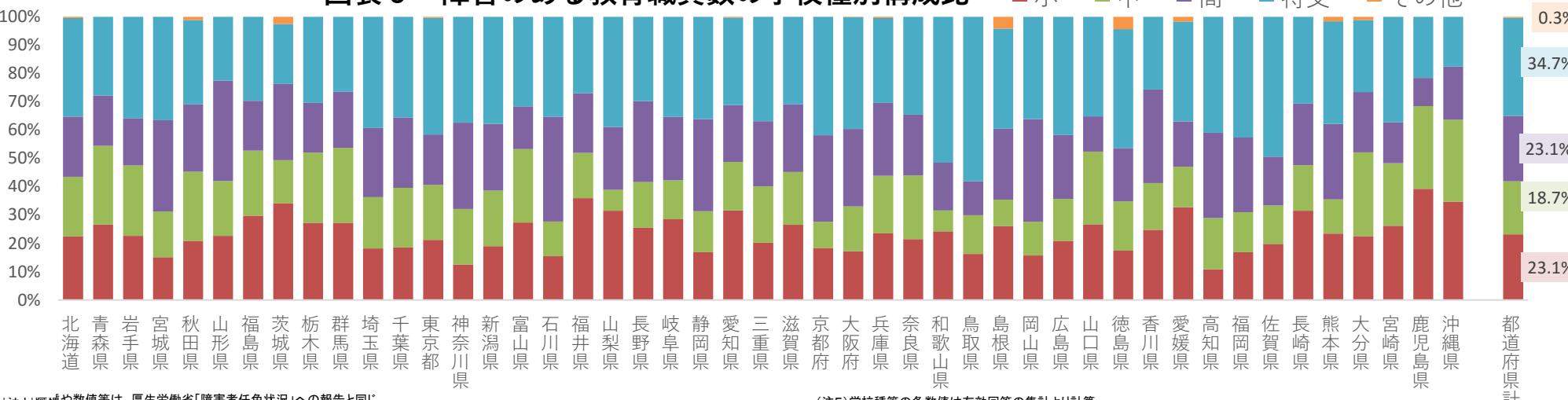
# 都道府県教育委員会の学校種別構成比(1)(令和元年6月1日現在)

- ✓ 都道府県計の教育職員数全体の学校種別構成比は、小学校:43.0%、中学校:23.8%、高等学校:22.0%、特支:10.4%。
- ✓ 都道府県計の障害のある教育職員数の学校種別構成比は、小学校:23.1%、中学校:18.7%、高等学校:23.1%、特支:34.7%。

図表5 教育職員数全体の学校種別構成比



図表6 障害のある教育職員数の学校種別構成比



(注1)概算や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。

(注2)構成比は、各学校種の教育職員数を教育職員数の合計で割った数値。

(注3)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

(注4)教育職員の学校種等の「その他」は、教育職員の合計から小・中・高・特別支援学校を除いた値。(教育委員会事務局、義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、保育連携認定こども園に加え、端数処理も含む。)

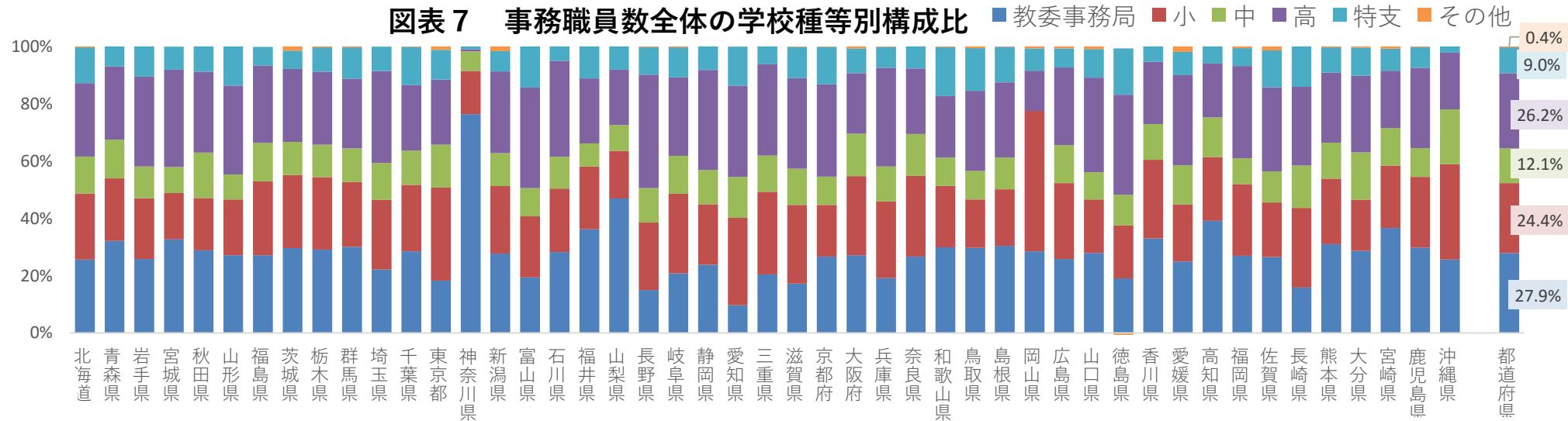
(注5)学校種等の各数値は有効回答の集計より計算。

(注6)構成比の合計は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、必ずしも100%に一致しない。

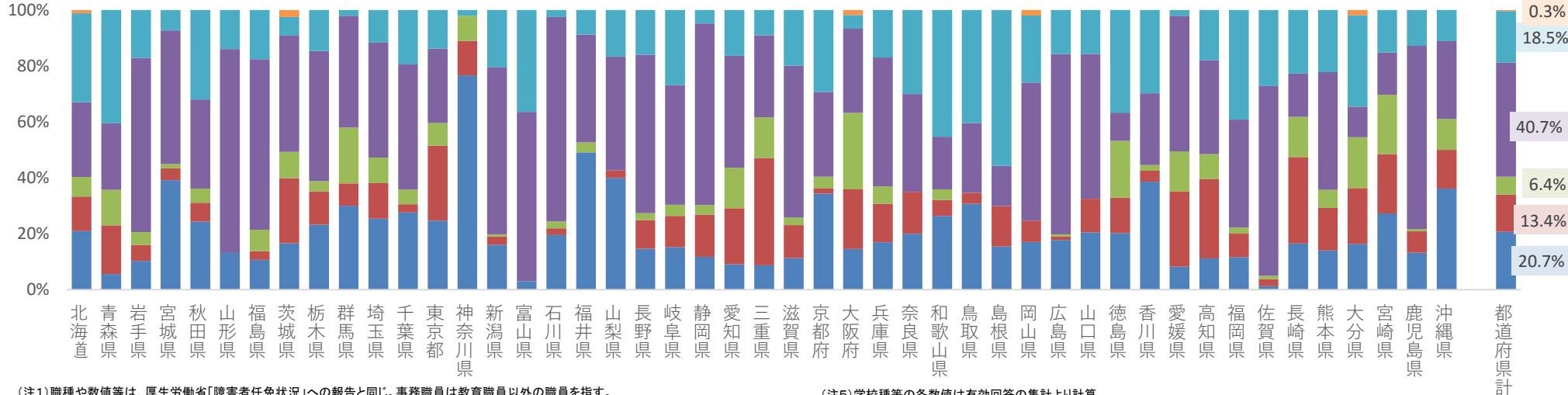
# 都道府県教育委員会の学校種等別構成比(2)(令和元年6月1日現在)

- ✓ 都道府県計の事務職員数全体の学校種別構成比は、教委事務局:27.9%、小学校:24.4%、中学校:12.1%、高等学校:26.2%、特支:9.0%。
- ✓ 都道府県計の障害のある事務職員数の学校種別構成比は、教委事務局:20.7%、小学校:13.4%、中学校:6.4%、高等学校:40.7%、特支:18.5%。

図表7 事務職員数全体の学校種等別構成比



図表8 障害のある事務職員数の学校種等別構成比



(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。事務職員は教育職員以外の職員を指す。

(注2)事務職員の構成比は、各学校種の事務職員数を事務職員数の合計で割った数値。

(注3)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

(注4)事務職員の学校種等の「その他」は、事務職員の合計から教育委員会事務局、小・中・高・特別支援学校を除いた値。(義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、保育園認定こども園に加え、端数処理も含む。)

(注5)学校種等の各数値は有効回答の集計より計算。

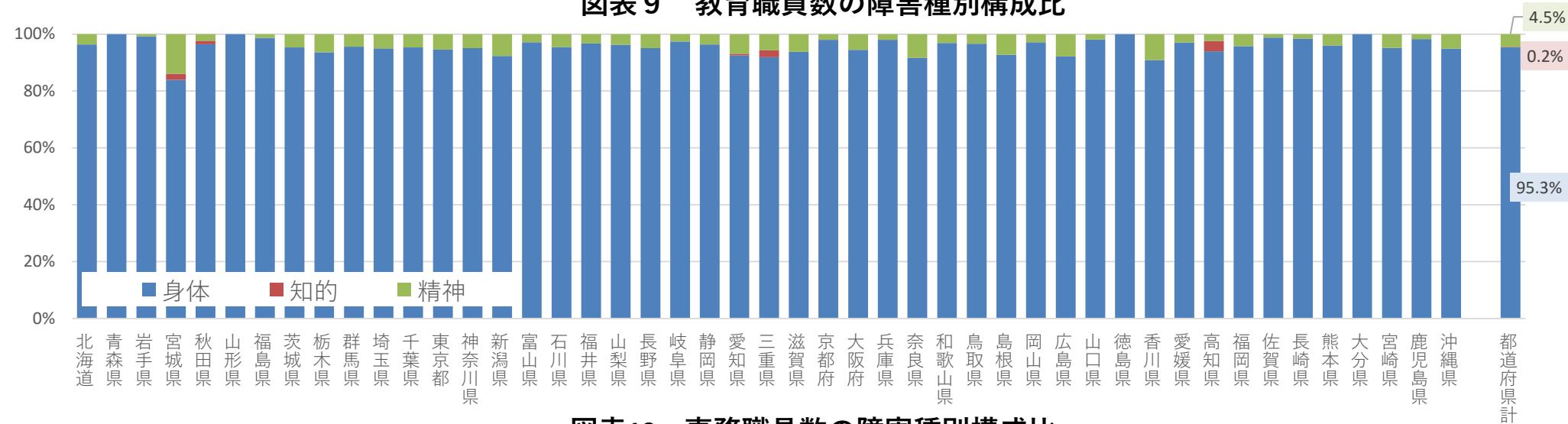
(注6)構成比の合計は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、必ずしも100%に一致しない。

(注7)岡山県は、小学校と中学校の事務職員を分けることができないため、小学校の事務職員に含んでいる。

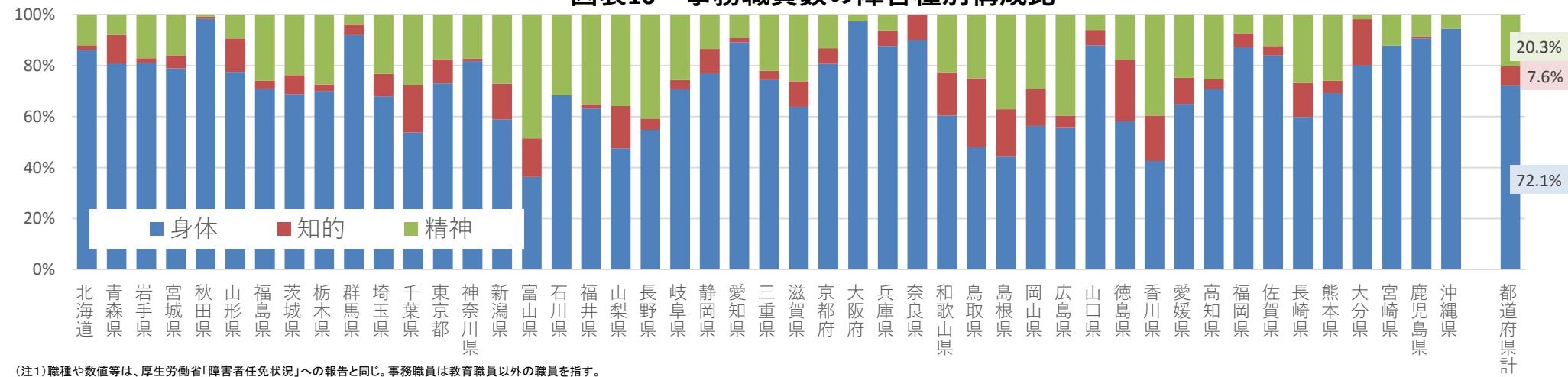
# 都道府県教育委員会の障害種別構成比(令和元年6月1日現在)

- ✓ 都道府県教育委員会計の教育職員数の障害種別構成比は、身体:95.3%、知的:0.2%、精神:4.5%。
- ✓ 都道府県教育委員会計の事務職員数の構成比は、身体:72.1%、知的:7.6%、精神:20.3%。

図表9 教育職員数の障害種別構成比



図表10 事務職員数の障害種別構成比



(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。事務職員は教育職員以外の職員を指す。

(注2)教育職員の構成比は、各障害種別の教育職員数を教育職員数の合計で割った数値。事務職員の構成比は、各障害種別の事務職員数を事務職員数の合計で割った数値。

(注3)対象職員数は、厚生労働省「障害者任免状況」における「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」と同じ。

(注4)「都道府県計」は、都道府県教育委員会の計。市町村教育委員会を含まない。

(注5)障害種別の各数値は有効回答の集計により計算。

(注6)構成比の合計は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、必ずしも100%に一致しない。

図表11 障害のある教職員の雇用率

区分	教育職員	事務職員	計
札幌市	0.97%	2.91%	1.27%
仙台市	0.56%	7.68%	2.40%
さいたま市	0.43%	6.61%	1.86%
千葉市	0.54%	4.95%	1.58%
横浜市	1.35%	4.86%	1.99%
川崎市	1.03%	6.25%	1.90%
相模原市	0.36%	2.98%	0.93%
新潟市	1.40%	4.88%	2.29%
静岡市	0.56%	6.71%	2.08%
浜松市	0.99%	8.70%	2.11%
名古屋市	0.92%	6.53%	2.20%
京都市	1.16%	3.45%	1.62%
構成比			
	80.4%	19.6%	—

区分	教育職員	事務職員	計
大阪市	1.21%	5.07%	1.94%
堺市	1.53%	8.37%	2.41%
神戸市	1.70%	3.07%	1.94%
岡山市	0.61%	10.40%	2.54%
広島市	0.64%	8.16%	2.02%
北九州市	0.71%	7.08%	2.08%
福岡市	0.84%	10.27%	2.25%
熊本市	0.88%	8.68%	2.31%
合計			
	0.99%	6.00%	1.97%

(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。事務職員は教育職員以外の職員を指す。

(注2)「実雇用率」は、障害のある教職員数を対象職員数で割った数値。

(注3)対象職員数は、厚生労働省「障害者任免状況」における「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」と同じ。

(注4)「合計」は、指定都市教育委員会の計。

(注5)「構成比」は、教育職員数または事務職員数を対象職員数で割った数値。

小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%に一致しない。

(注6)特例認定を受けている指定都市教育委員会:横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、広島市、福岡市、北九州市

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的な関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすもの。

図表12 学校種等別の雇用状況

## ○教育職員

学校種等	対象職員数の構成比	各学校種等の雇用率
小学校	57.4%	0.71%
中学校	31.1%	1.13%
高等学校	5.2%	1.90%
特別支援学校	4.1%	3.06%
その他	2.2%	0.26%

## ○事務職員

学校種等	対象職員数の構成比	各学校種等の雇用率
教育委員会事務局	43.3%	7.90%
小学校	38.3%	3.74%
中学校	12.8%	4.07%
高等学校	2.4%	10.81%
特別支援学校	2.0%	15.75%
その他	1.2%	4.46%

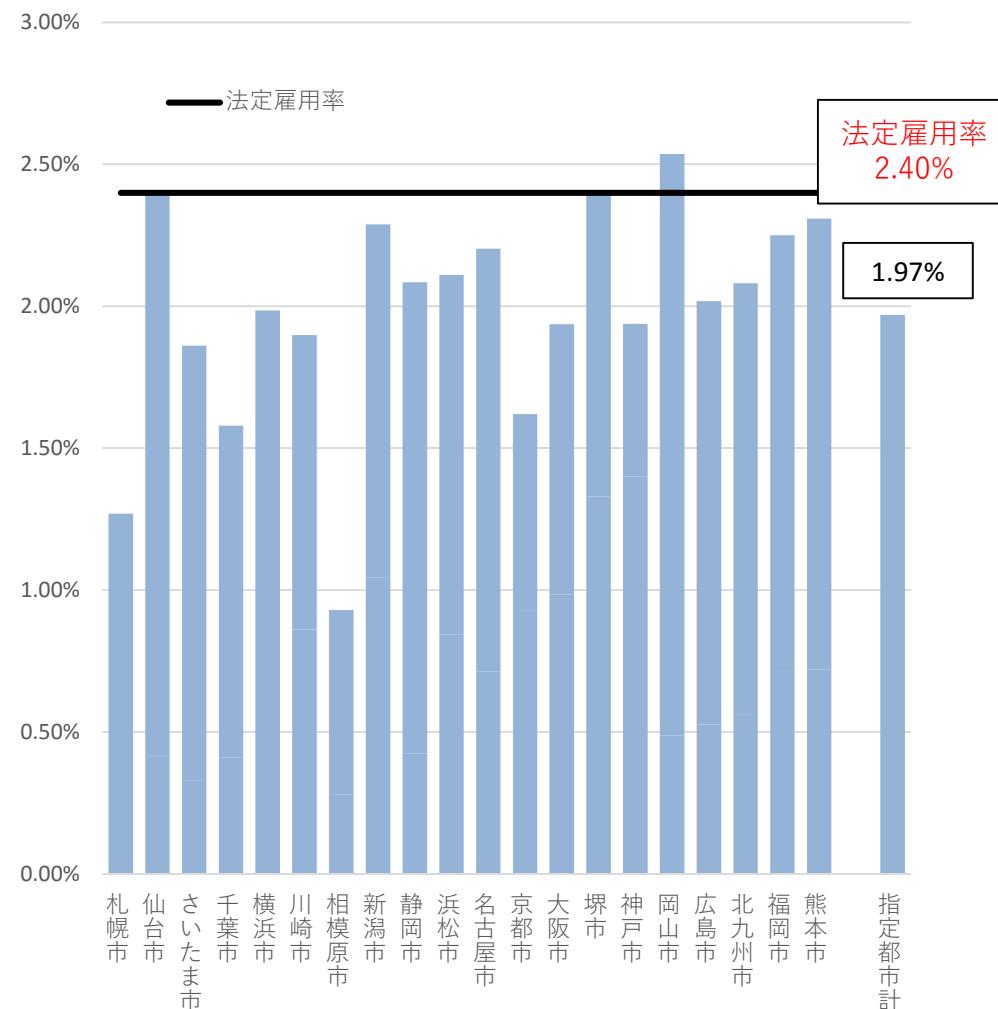
(注1)教育職員の学校種等の「その他」は、教育職員の合計から小・中・高・特別支援学校を除いた値。(教育委員会事務局、義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)

(注2)事務職員の学校種等の「その他」は、事務職員の合計から教育委員会事務局、小・中・高・特別支援学校を除いた値。(義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に加え、端数処理も含む。)

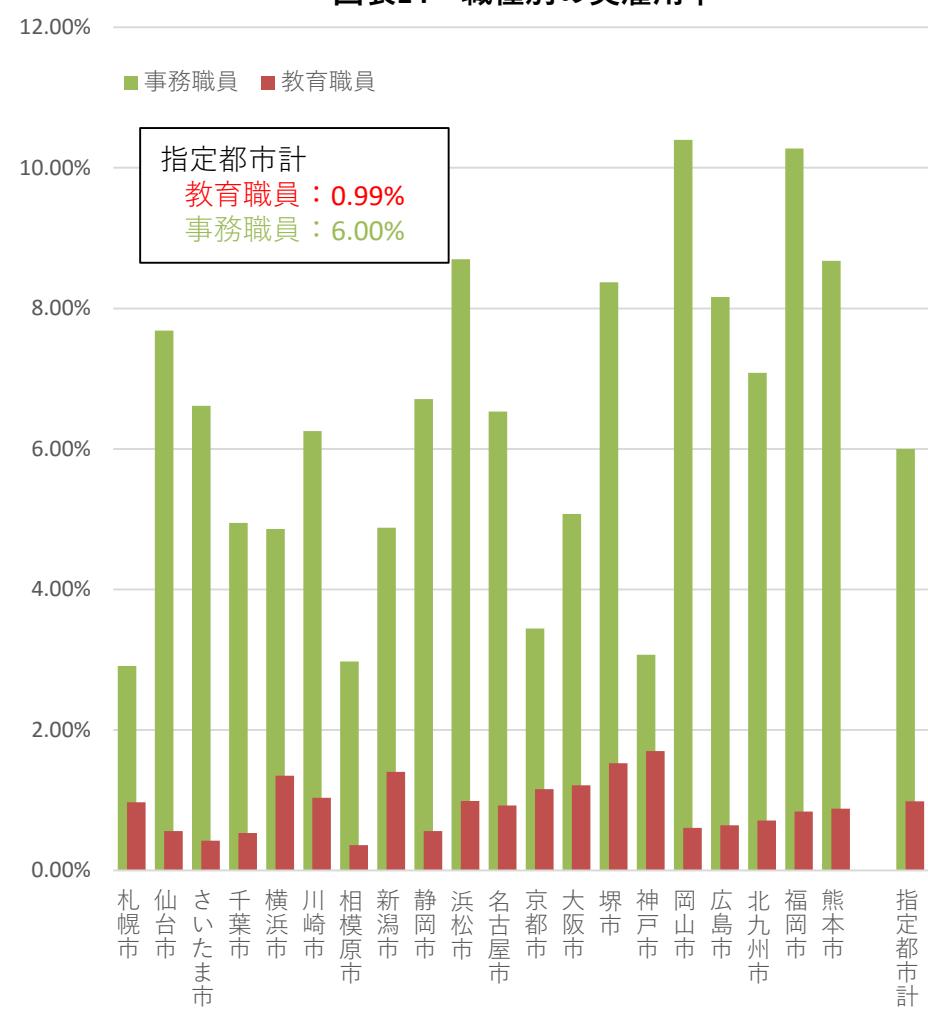
(注3)学校種等別の各数値は有効回答の集計より計算。小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%に一致しない。

# 指定都市教育委員会の障害者雇用状況(2)(令和元年6月1日現在)

図表13 実雇用率



図表14 職種別の実雇用率



(注1)厚生労働省「令和元年 障害者雇用状況の集計結果」と同じ。

(注2)「指定都市計」は、指定都市教育委員会の計。

(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。事務職員は教育職員以外の職員を指す。

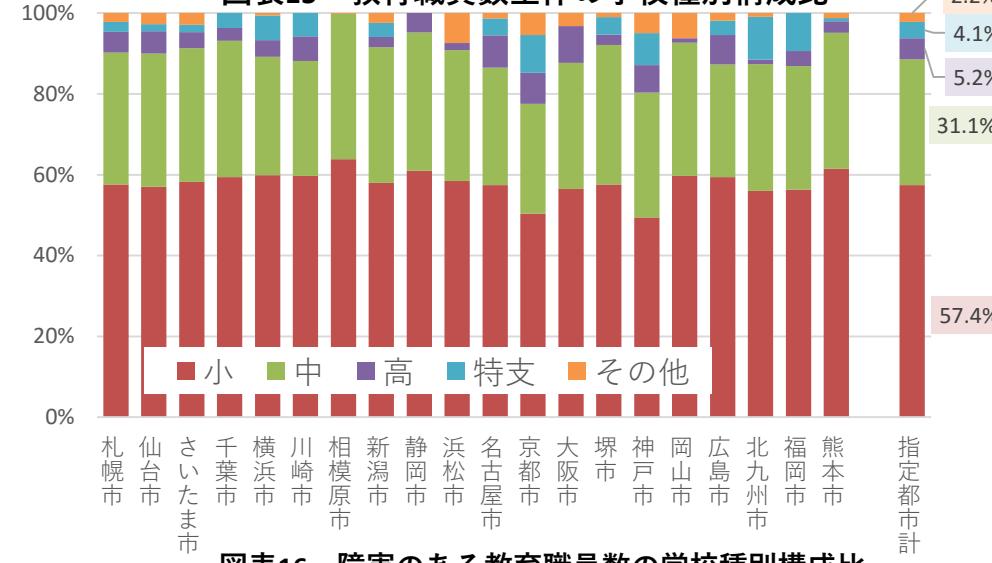
(注2)実雇用率は、障害のある教職員数を対象職員数で割った数値。

(注3)対象職員数は、厚生労働省「障害者任免状況」における「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」と同じ。

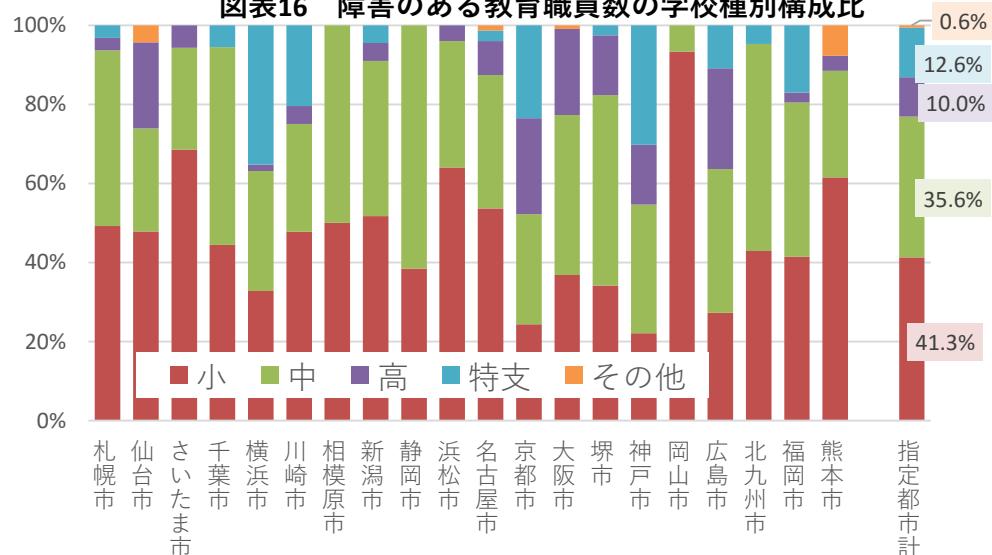
(注4)「指定都市計」は、指定都市教育委員会の計。

# 指定都市教育委員会の学校種等別構成比(令和元年6月1日現在)

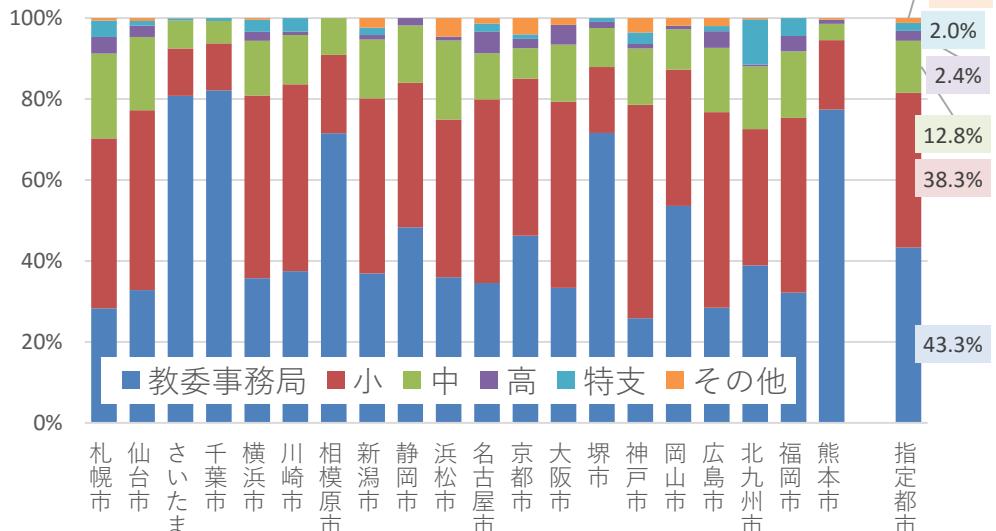
図表15 教育職員数全体の学校種別構成比



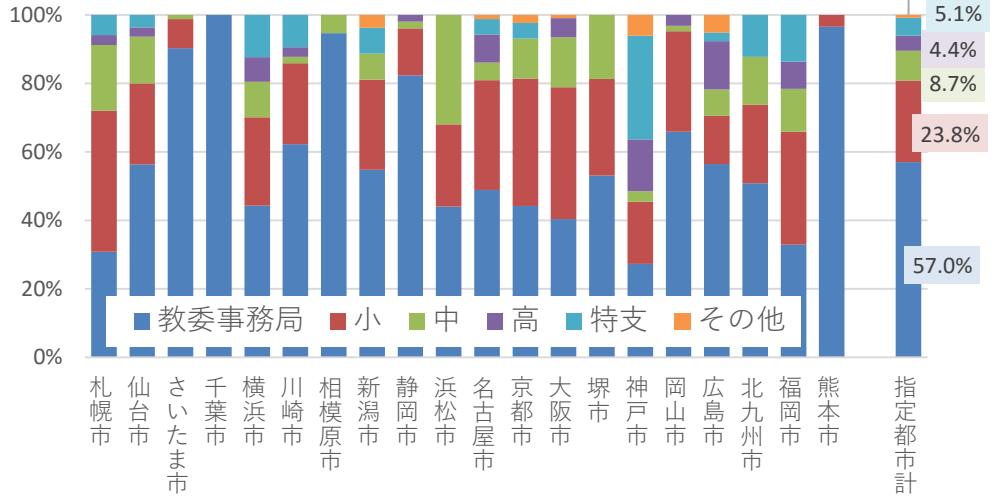
図表16 障害のある教育職員数の学校種別構成比



図表17 事務職員数全体の学校種等別構成比



図表18 障害のある事務職員数の学校種等別構成比



(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。

(注2)構成比は、各学校種の教育職員数を教育職員数の合計で割った数値。

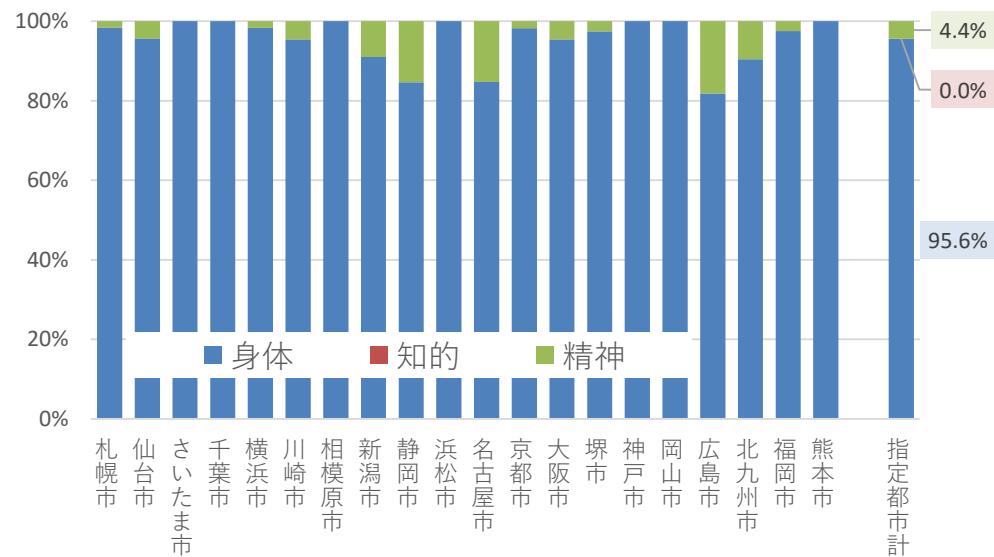
(注3)「指定都市計」は、指定都市教育委員会の計。

(注4)教育職員の学校種等の「その他」は、教育職員の合計から小・中・高・特別支援学校を除いた値。(教育委員会事務局、義務教育学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携認定こども園に加え、端数処理も含む。)

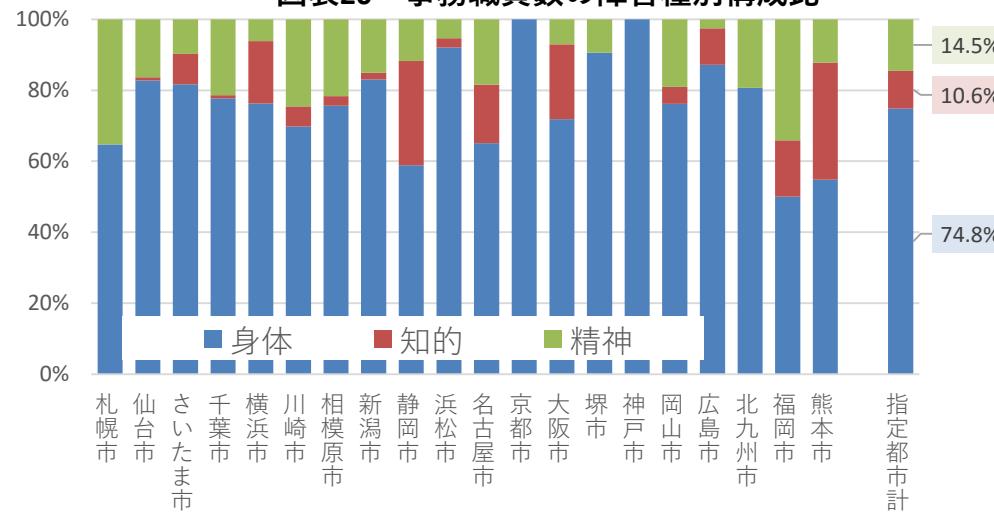
(注5)学校種等の各数值は有効回答の集計より計算。

(注6)構成比の合計は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、必ずしも100%に一致しない。

図表19 教育職員数の障害種別構成比



図表20 事務職員数の障害種別構成比



(注1)職種や数値等は、厚生労働省「障害者任免状況」への報告と同じ。事務職員は教育職員以外の職員を指す。

(注2)教育職員の構成比は、各障害種別の教育職員数を教育職員数の合計で割った数値。事務職員の構成比は、各障害種別の事務職員数を事務職員数の合計で割った数値。

(注3)対象職員数は、厚生労働省「障害者任免状況」における「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」と同じ。

(注4)「指定都市計」は、指定都市教育委員会の計。

(注5)障害種別の各数値は有効回答の集計により計算。

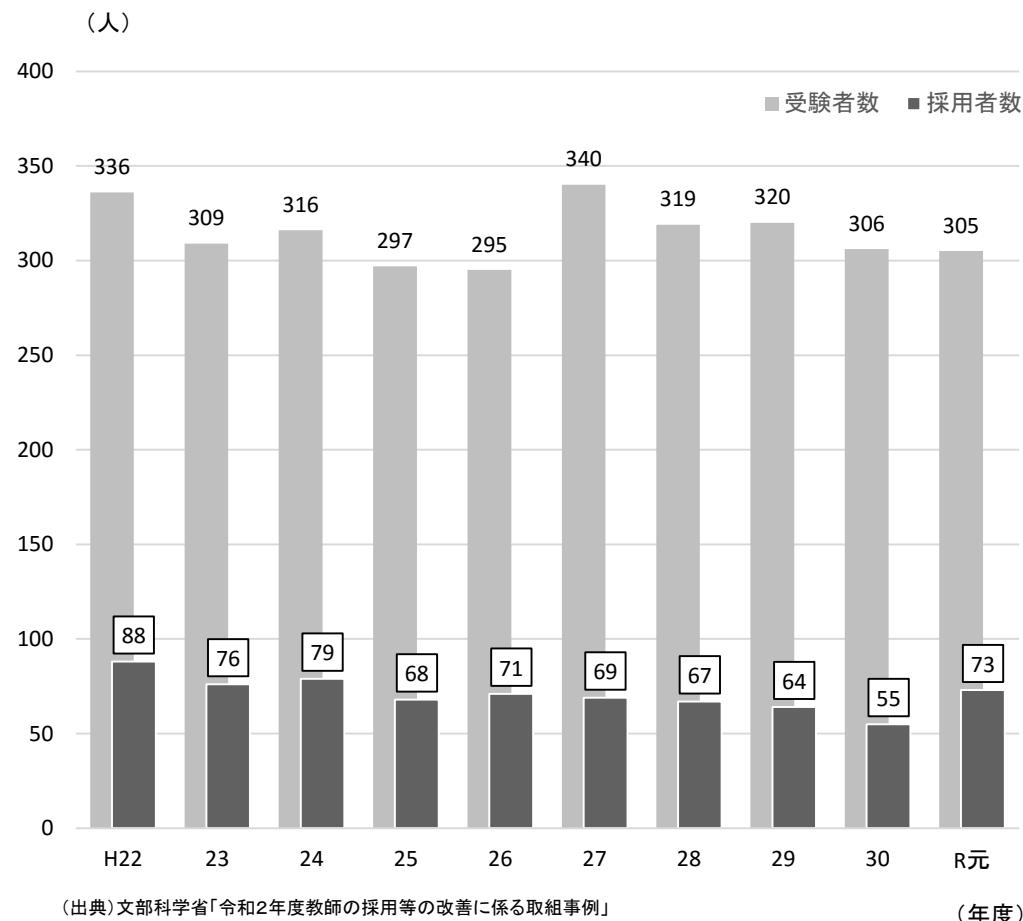
(注6)構成比の合計は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、必ずしも100%に一致しない。

# 障害のある者の公立学校教員採用選考試験の実施状況(1)

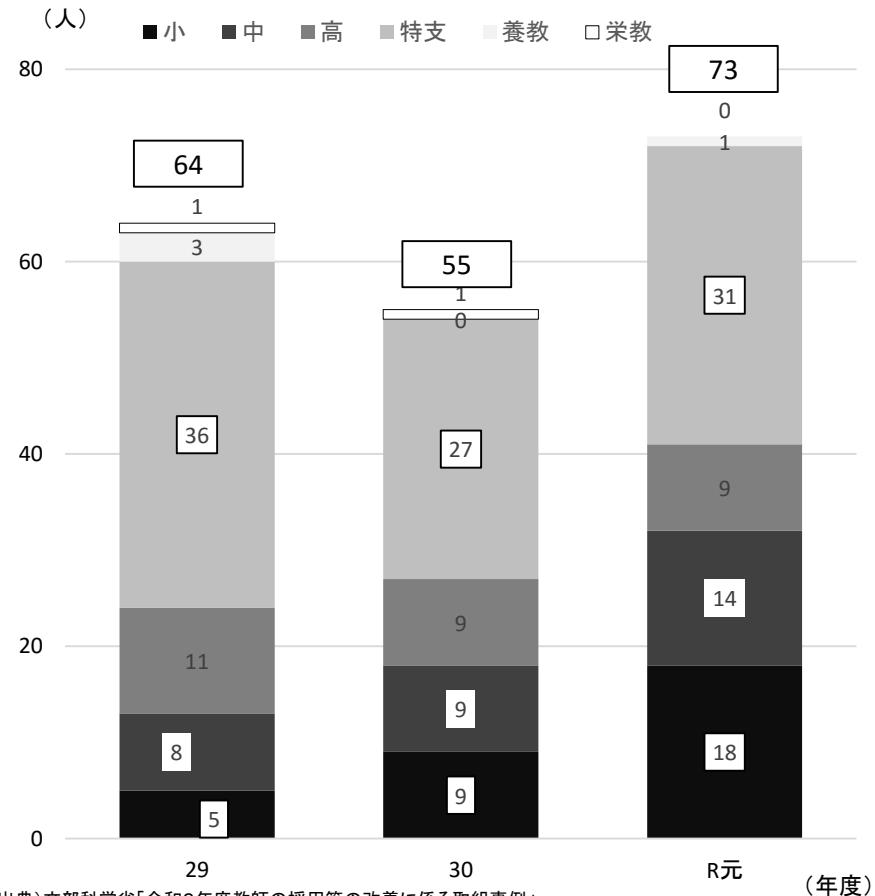
- ✓ 令和元年度(平成30年度実施)採用選考における障害のある者の採用者数は73人で、前年度の55人から増加。
- ✓ 学校種別にみると、小学校(9人→18人)・中学校(9人→14人)・特別支援学校(27人→31人)等で採用者数が増加。

文部科学省  
「教師の採用等の改善に係る取組事例」より引用

図表21 障害のある者の受験者数及び採用者数



図表22 学校種別 障害のある者の採用者数



# 障害のある者の公立学校教員採用選考試験の実施状況(2)

✓ 県市別にみると、令和元年度において障害のある者を一人以上採用した県市は、68県市(※)のうち40県市。(平成29年度:34、平成30年度:30)  
 (※)67都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会

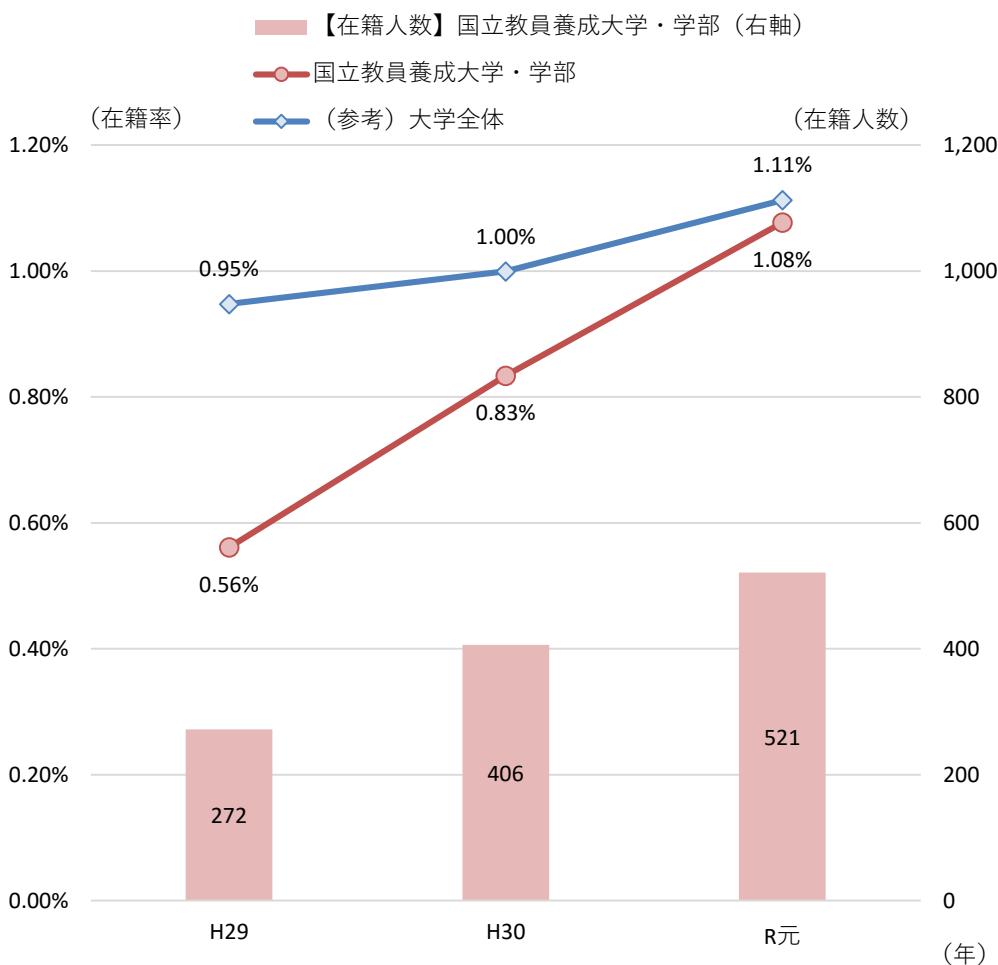
文部科学省  
 「教師の採用等の改善に係る取組事例」より引用

図表23 県市別の公立学校教員採用選考試験における障害のある者の受験者数・採用者数

		H29	H30	R元			H29	H30	R元			H29	H30	R元
北海道	受	14	15	14	新潟県	受	2	1	1	奈良県	受	6	5	12
	採	5	1	2		採	2	0	1		採	0	0	3
青森県	受	2	2	1	富山県	受	4	3	2	和歌山県	受	5	4	3
	採	0	0	1		採	1	1	0		採	2	1	2
岩手県	受	1	1	0	石川県	受	6	4	4	鳥取県	受	1	1	3
	採	0	0	0		採	1	0	0		採	0	0	1
宮城県	受	3	2	1	福井県	受	1	1	1	島根県	受	0	3	3
	採	1	0	1		採	1	1	0		採	0	0	1
秋田県	受	7	6	1	山梨県	受	2	1	2	岡山県	受	3	3	2
	採	1	1	0		採	1	1	0		採	1	0	0
山形県	受	3	0	1	長野県	受	1	4	1	広島県	受	8	8	11
	採	1	0	0		採	1	3	0		採	3	1	1
福島県	受	5	0	6	岐阜県	受	3	4	4	山口県	受	7	5	3
	採	3	0	1		採	0	1	1		採	1	1	1
茨城県	受	5	6	10	静岡県	受	9	8	10	徳島県	受	5	2	4
	採	2	2	1		採	0	0	4		採	3	0	0
栃木県	受	1	2	2	愛知県	受	12	13	20	香川県	受	3	1	3
	採	1	2	2		採	1	2	4		採	1	0	1
群馬県	受	3	3	1	三重県	受	3	5	4	愛媛県	受	0	2	5
	採	0	2	1		採	3	1	0		採	0	1	1
埼玉県	受	22	22	21	滋賀県	受	3	3	8	高知県	受	1	3	0
	採	4	3	8		採	0	0	0		採	0	2	1
千葉県	受	14	8	7	京都府	受	3	2	2	福岡県	受	11	6	10
	採	0	1	3		採	0	0	1		採	2	1	1
東京都	受	43	32	24	大阪府	受	30	32	23	佐賀県	受	2	6	2
	採	9	8	8		採	2	4	4		採	0	1	2
神奈川県	受	14	17	9	兵庫県	受	8	12	9	長崎県	受	0	0	2
	採	1	2	2		採	1	0	1		採	0	0	2

- ✓ 国立教員養成大学・学部において、障害のある学生の在籍人数は増加しており、令和元年は521人となっている。また、障害のある学生の在籍率も増加しており、令和元年は大学全体と同程度の水準となっている。
- ✓ 国立教員養成大学・学部において、障害のある学生が一人以上卒業している大学数や教師に就職している大学数は増加している。

図表24 障害のある学生の在籍状況

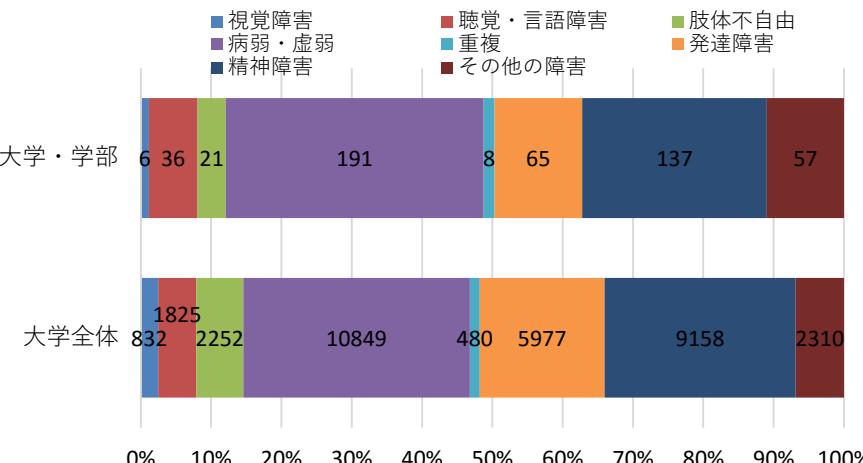


(注) 「大学全体」の数値は独立行政法人日本学生支援機構「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」より引用。

図表25 国立教員養成大学・学部における障害のある学生の卒業・就職状況

	学生が一人以上卒業している大学数 (/44大学)	学生が一人以上教師に就職している大学数 (/44大学)
平成28年度	9	5
平成29年度	16	11
平成30年度	23	13

図表26 障害種別の構成比（令和元年）

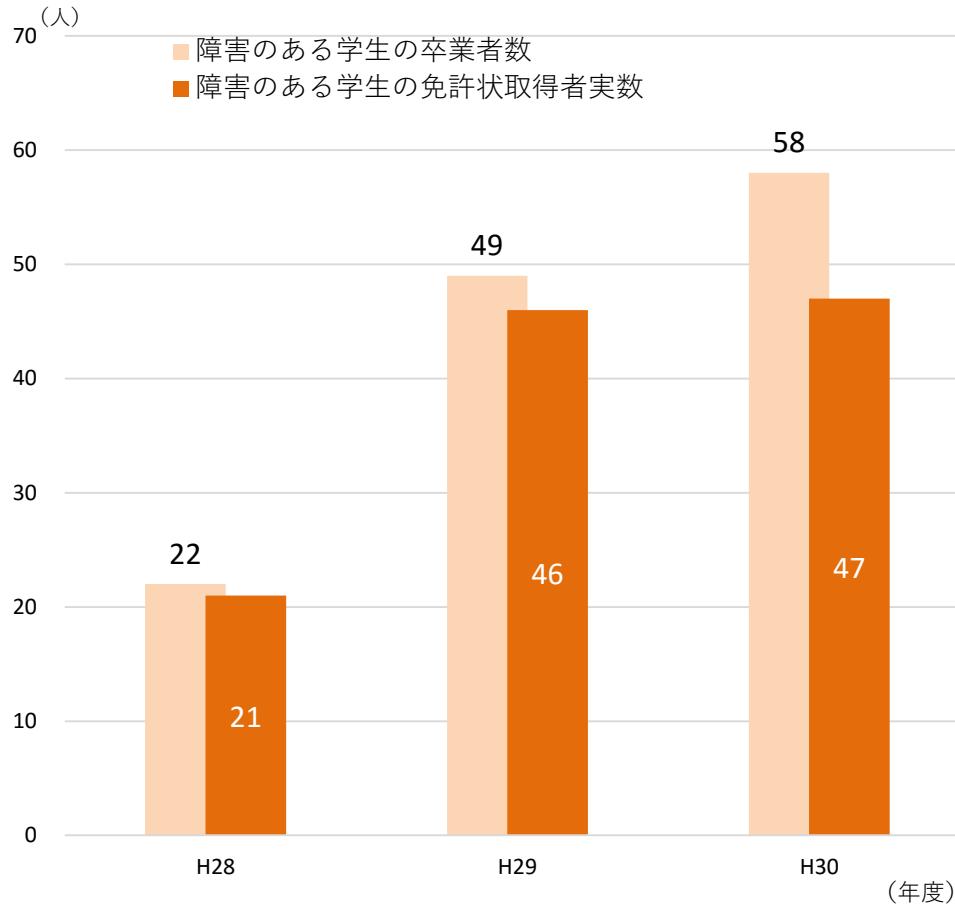


(注) 「大学全体」の数値は独立行政法人日本学生支援機構「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」より引用。

## 障害のある学生の教員免許状取得状況

- ✓ 国立教員養成大学・学部における障害のある学生の卒業者数は増加しており、そのうち、免許状取得者実数は平成30年度に47人となっている。

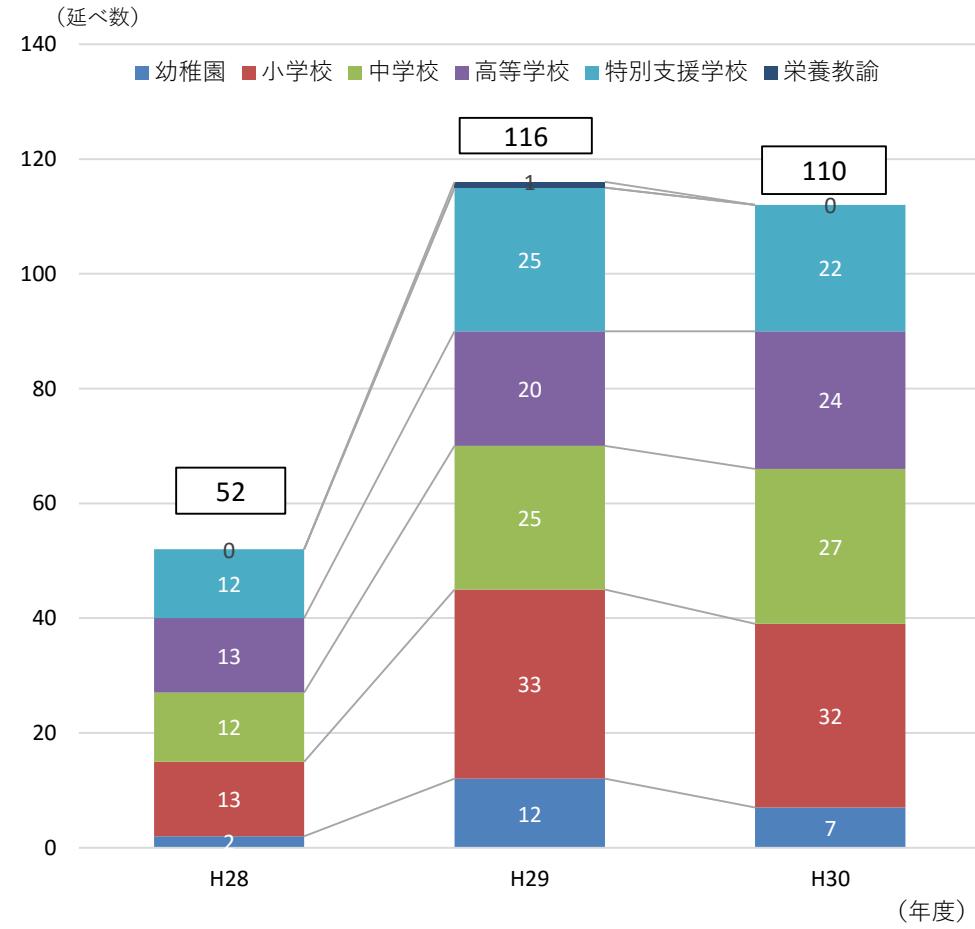
図表27 障害のある学生の教員免許状取得状況  
【国立教員養成大学・学部】



(注)「教職課程を有する大学等全体」の障害のある学生の教員免許状取得状況は、以下の通り。

平成28年度:161人、平成29年度:168人、平成30年度:179人

図表28 学校種別の障害のある学生の教員免許状取得状況  
【国立教員養成大学・学部】



### 専科教員としての配置等

(山梨県)

長時間の歩行や直立が困難なため、学級担任ではなく専科で授業を担当している。【小学校、股関節機能障害】

(広島県)

下肢障害のある教員が、学校体制と本人の希望を踏まえ、担任ではなく理科専科を担当している。【小学校、下肢障害】

### ティーム・ティーチングの実施

(栃木県)

加配教員とともにティーム・ティーチング（主にT1）を実施。【小学校、視覚障害】

(静岡県)

同一教科の教員によるティーム・ティーチング（T1）の実施。【高等学校、全般】

(愛媛県)

体育の授業や運動会に向けての活動では、ティーム・ティーチング（主にT2）の指導体制をとっている。【小学校、上肢不自由】

(埼玉県)

柔道の授業では、地域のボランティアである外部講師の支援を受け実施している。【中学校、身体障害】

### 相談支援体制の構築

(宮崎県)

聴覚障害のある教員相互や校内における各部門の教職員への相談・支援等が適切に実施できるよう、校内に聴覚障害のある教員も参加する情報保障委員会を設置している。【特別支援学校、聴覚障害】

### 障害のある教員の受け入れ体制の構築

(長崎県)

サポート上、必要な情報については本人の了解を得たうえで、職員会議等において、管理職から周知し協力を依頼している。本人が周知を承諾していない場合は行わない。【小・中学校、全般】

### サポートする職員の配置

(和歌山県)

車いすを使用している教員、視覚障害のある教員については、加配措置で事務職員を配置し、授業のフォローや学校運営の補助等を行っている。【小・中学校、全般】

(広島県)

歩行等に困難を抱えている教員を再任用短時間勤務の事務職員がサポートし、業務軽減を図っている。【中学校、下肢障害】

### 学級担任をする場合の支援・配慮

(福島県)

障害のある教員個々の状況を十分に理解し、各校の教育活動が確実に進むように校務分掌に配慮した教員配置をしている。学級担任をする場合は、当該教員の意思の確認や必要とされる環境整備を十分に把握し適切に対応する。なお、配置に当たっては、学年団を中心に全教職員間で状況を共有し、配慮事項等について共通認識を持つようとする。【高等学校、全般】

(埼玉県)

学校行事の運営等については同じ教科を担当する他の教員がフォローしながら運営を実施している。【中学校、身体障害】

(神奈川県、新潟県、滋賀県、佐賀県、宮崎県ほか)

障害のある教員が学級担任をするにあたり、音楽や体育などの特定の教科は他の教員が指導している。【小学校、身体障害】

(岐阜県、愛媛県)

障害のある教員が学級担任をするにあたり、階段の利用を避けるために、学級を1階に設置している。【中学校、肢体不自由、小学校、上肢不自由】

(愛媛県)

毎月1回の通院のため、休暇を取得する場合には、早めに時間割変更を行い、本人が休暇を取得しやすいよう配慮している。【小学校、上肢不自由】

### 修学旅行や遠足の引率を行う場合や部活動の顧問を担当する場合の支援・配慮

(岐阜県)

障害のある教員が学級担任である場合、校外に出る行事においては学級担任をもたない教員とセットで行動し、障害のある教員は車等で目的地へ先回りをして、学級担任をもたない教員が引率してくる子供たちを待ち受けるなど、役割分担している。【小学校、下肢障害】

(鳥取県)

勤務時間の柔軟な設定により、できるだけ速やかな体調回復に努めることができるよう時短勤務日を設定している。【小・中学校、身体障害】

(神奈川県)

部活動指導において、直接の技術指導が難しいため、必ず複数の顧問体制をとっている。また、AV機器を活用しVTRを撮影して、障害のある教員がその映像を見ながらアドバイスするなど、できるだけ体に負担をかけないような方法での指導を心掛けている。【中学校、肢体不自由】

### 3 障害のある教育職員に対する入職後の合理的配慮の例(3)

#### 人事異動上の配慮

(福島県)

現在（最新）の障害の程度、勤務上配慮を要する内容について校長が作成する人事資料に記載してもらい、異動先決定のための資料としている。【小・中学校、全般】

(東京都)

異動の場合は、障害への配慮の具体的な内容をヒアリング等により詳細に把握したうえで、異動する地区や学校までの交通手段、地区内の学校施設環境の確認を行い、勤務可能な地区に配置する。【全般】

(岐阜県)

配置先については、障害の程度や学校側の設備面のほか、学校経営方針が当該者をより生かせるかどうかなどを総合的に判断し、決定している。【小学校、下肢障害】

#### その他

(新潟県)

特別支援学校の地域におけるセンター的機能の一環として、聴覚障害のある教員が地域住民を対象とした手話講座の講師を担当し、手話普及業務に取り組んでいる。  
【特別支援学校、聴覚障害】

## 学校内外の移動等のハード面の整備

(東京都)

車いすを使用している教員は、開き戸を一人で開閉することが困難なため、利用頻度の高い建物の入口扉を引き戸に改修した。【全般、身体障害】

(新潟県)

車いすを使用する職員のためにバリアフリー工事を行い、その職員が行う授業では、生徒がバリアフリーゾーンに移動して授業を受けている。【全般、身体障害】

(滋賀県)

現地調査や学校の意見も聞きながら、必要に応じて、トイレやスロープの改修などについて対応している。【高等学校、身体障害】

(愛媛県)

聴覚障害の有無にかかわらず全ての職員が共に研修を受けたり会議に参加したりできるようにするために、リアルタイム文字情報変換掲示システムを導入した。【特別支援学校、聴覚障害】

## ICTや専用の機器を活用した働き方の工夫

(埼玉県)

授業をパワーポイントにより行うため、教科室にスクリーンを配置し、パソコン及びプロジェクターをすぐに接続できるよう整えている。【中学校、身体障害】

(神奈川県)

教室に設置されている既存の黒板での授業が難しいため、対象者の授業においてはパソコン、プロジェクター、スクリーンを常設し、プレゼンテーションソフト等を使いながら授業を進めている。【中学校、肢体不自由】

(長野県)

電子黒板の導入により、着座のままの板書が可能。【高等学校、全般】

(静岡県)

視覚障害のある教員には、パソコンの読み上げソフトを活用し、職員会議の資料などをテキストファイル化してデータの提供を行っている。【特別支援学校、視覚障害】

(愛知県)

教育職員に配備している教育用端末を障害のある教育職員に常に紐づけて運用することで、異動となった場合でも同じ端末を使い続けることが可能となり、端末の再設定やデータの移し替え等の負担を軽減している。【全般】

### 3 障害のある事務職員に対する入職後の合理的配慮の例(1)

#### 相談支援体制の構築

(千葉県)

令和元年度より、教育委員会内に相談窓口を設置し、特別支援学校で就労支援の経験がある職員1名を配置した。電話相談や訪問相談等を中心に、障害のある事務職員や職場の同僚への助言を行ったり、教育委員会の窓口となり障害のある方を支援する外部機関との連携を実施したりしている。また、新規に障害のある事務職員を配置した学校については、本人の申し出により必要に応じて当該事務職員を支援する役割の職員を所属職員の中から1名指名している。【高等学校・特別支援学校、全般】

(山梨県)

障害者の配属がある部署に対して、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座出前講座や障害者雇用促進研修会を開催し、障害の特性や配慮すべき事項等を学び、相談できる体制を構築した。【教育委員会事務局、全般】

#### 支援スタッフの配置

(青森県)

障害のある事務職員を新規採用した場合は、配置学校に2年間に限り臨時事務職員1名を加配している。【特別支援学校、全般】

(滋賀県)

障害のある嘱託員の職場定着及び能力発揮など、障害者自身が円滑に職場適応できるよう支援員を配置している。令和元年度は支援員の交流会を実施し、情報交換と支援方法についての意見交流を行った。【高等学校・特別支援学校、全般】

#### ワークサポートオフィスの設置

(広島県)

教育委員会事務局に障害者非常勤職員を雇用して事務集約オフィス（ワーク・サポート・ステーション）を設置するとともに、その業務指示及び支援を行う業務支援員（非常勤職員、健常者）を配置している。【教育委員会事務局、全般】

(長崎県)

知事部局と協働で、本庁に障害のあるスタッフ5名（知的障害）と支援員3名からなるワークサポートオフィスを設置している。ワークサポートオフィス内に専用相談窓口を設置し、県庁や県立学校で働く障害のある職員が配属された職場からの相談を受けている。【教育委員会事務局、知的障害】

## 校務等の役割分担

(愛媛県)

資料の印刷と仕分け、配布やデータ入力の作業を任せている。業務内容の依頼シートを作成し、計画的に処理できるように配慮していることに加え、教務主任等が仕事量をコントロールしたうえで作業の指示を出している。

【小学校、精神障害】

(さいたま市)

障害を理由に本人から所属長に配慮事項を伝える機会を設け、本人の申し出により、業務の役割分担等について配慮するよう努めている。【全般】

(北九州市)

障害の特性に応じて業務内容は考慮しているが、実際に業務を行なながら必要に応じて業務内容を見直している。

【特別支援学校、視野障害・肢体不自由】

## 人事異動上の配慮

(北海道)

教職員の障害の状態に応じ、通勤の負担や施設整備による行動制限が軽減でき、また、支援できる組織体制の状況等を考慮しながら人事異動を行っている。【高等学校、全般】

(神奈川県)

単数配置の学校に障害のある事務職員を配置する場合は、県教育委員会から非常勤職員の加配を行い、業務分担を行っている。【中学校、視覚障害】

(高知県)

自家用車による通勤や公共交通機関を使った通勤等について、当該職員の状況に応じて、市町村教育長と協議のうえ、配慮し配置している。【全般】

(長崎県)

新規採用者等の学校事務未経験者は事務職員の複数配置校に配置し、同僚の事務職員からの支援を受けながら業務を進められるようにしている。【小・中・高等学校、全般】

(熊本市)

障害のある新規採用の職員については、採用前に電話や面談等において配慮が必要な点について確認を行っている。そのうえで、配置先については、当該者の障害の程度や学校側の設備面等を総合的に判断し決定している。【学校事務、全般】

### 3 障害のある事務職員に対する入職後の合理的配慮の例(3)

#### 支援団体等と連携した勤務環境改善

(千葉県)

障害者就業・生活支援センターと教育委員会との情報交換会を設け、障害者雇用の進め方や職場の環境整備、定着支援等についての助言をうけている。【教育委員会事務局、全般】

(徳島県)

採用時に、障害者を支援している団体と情報共有を行い、本人の特性や配慮すべき事項について聞き取りを行うことで、働きやすい職場づくりに努めている。採用後も状況に応じて情報共有を行っている。【全般】

(長崎県)

定期的に障害者関係団体と障害者雇用に関する意見交換を行うための場を設置している。【全般】

(宮崎県)

定期的にハローワークや支援施設の支援員等が教育委員会を訪問し、就業状況の確認や職員の面談を行う機会を設けている。【教育委員会事務局、全般】

#### その他

(鳥取県)

聴覚障害のある事務職員に対して、来客が分かるように、来客者がインターホンを押すと事務室のランプが同時に点灯するようにした。【特別支援学校、聴覚障害】

(広島県)

聴覚障害の職員に対し、対話支援機器（コミューン）を購入し、貸与している。【教育委員会事務局、聴覚障害】

(静岡市)

障害のある事務職員と他の事務職員の意思疎通は、電子メモパッドを活用し意思疎通をスムースに行えるようにしている。【教育委員会事務局（図書館）、聴覚障害】

# 教育委員会における取組事例(1)【学校への配置】

## 宮城県

県立学校等に障害のある教務・業務補助員を配置し、教職員の業務を軽減

【県単独事業・平成25年度より実施】

### ○業務内容

#### ① 教務補助

教材作成補助、教務資料の印刷業務や製本、職員室内の環境整備業務の補助、授業時間中における教員補助のための軽作業等

#### ② 業務補助

文書の収受、業務資料の印刷や製本、軽易な書類作成、郵便物の仕分けや配達、証明書の発行、学校図書館蔵書の整備、校内の環境整備業務の補助等

### ○雇用者数の推移（各年6月1日現在）

年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
①教務補助	—	—	—	—	13	39	48	50
②業務補助	—	16	19	16	15	15	26	25
合計	—	16	19	16	28	54	74	75

### ○配置状況（令和元年6月1日現在）

#### ①教務補助

#### ②業務補助

	学校数	配置数
高等学校	32	35
特別支援学校	13	14
県立中学校	1	1
合計	46	50

(注) 宮城県内の県立学校は90校

## 広島県

県立学校等に職員の業務をサポートする職員として各1名配置

【県単独事業・令和元年度より実施】

障害のある者を職員の業務をサポートする会計年度任用職員（非常勤職員）として任用する。

### ○業務内容

	内容	任用者数
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務局における本庁ワークサポートステーションの継続実施</li> <li>■ 事務局単独施設に非常勤職員を各1名以上配置</li> <li>■ 県立高等学校及び県立特別支援学校に非常勤職員を各1名配置</li> <li>■ 障害者が従事する業務の調整、支援を行うジョブサポーターを配置</li> <li>■ 非常勤職員の更なる配置拡大等に向けた検討の実施</li> </ul>	110人程度
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事務局における本庁ワークサポートステーションの継続実施</li> <li>■ 事務局単独施設及び県立学校に会計年度任用職員を各1名配置</li> <li>■ 障害者が従事する業務の調整、支援を行う業務支援員を配置</li> </ul>	145人程度

# 教育委員会における取組事例(2)【学校への派遣】

岐阜県

## 障害者就労オフィスの設置

【県単独事業・令和元年度より実施】

○事業名：障害者就労オフィス設置・運営事業

### ○目的

障害者の方へ教育現場における就労の場を提供する。障害者の雇用は、教育委員会事務局及び県立学校において、原則1所属につき1名を配置する予定としているが、障害者の方が担うことができる作業の中には、1人ではできないが、複数人ならば可能な作業がある。こうしたニーズを取り込めるよう就労オフィスを設置し、各所属へ派遣することにより職域の開拓を図る。障害者の方を学校現場へ派遣することにより、児童・生徒が障害者の方と接する機会が設けられることは、県教育委員会が進めるインクルーシブ教育の一助にもなる。

#### <総合教育センター>

障害者雇用 7名（支援員2名）

①教育研修課の業務補助等（2日間／週）

 ②出張派遣（3日間／週）：業務依頼がある所属へ  
※徒歩又は公用車（ワンボックスカー）等により移動

#### <県庁及び周辺の小・中・高校>

- ・教育委員会事務局本庁各課の業務補助等（大量印刷、テープ起こし等）
- ・各学校の校務補助等（清掃、図書整理、植栽管理等）

熊本市

教委事務局に執務室を設置し、各学校へローテーションで派遣

【市単独事業・平成26年度より実施】

○事業名：学校環境整備事業

### ○概要

教育委員会事務局に執務室を設置し、複数名の障害者会計年度任用職員をローテーションで各学校に派遣し、学校用務員として敷地内の除草等を行う。また、障害者会計年度任用職員の引率や服務管理を行う指導員を配置する。

	内容
障害者会計年度任用職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校環境整備業務（除草作業、落ち葉拾い、花壇の手入れ、施設の簡易な修繕など）</li> <li>■ その他、所属長が指示する業務（執務室の清掃、古紙の分別など）</li> </ul>
学校環境整備指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校環境整備を行う学校の選定、計画の作成、対象校との連絡調整等、その他学校環境整備の実施に関する業務</li> <li>■ 障害者会計年度任用職員の対象校への引率、学校環境整備の進行管理、その他障害者会計年度任用職員の指導等に関する業務</li> <li>■ 服務の管理等障害者会計年度任用職員の管理に関する業務</li> <li>■ その他、所属長が指示する業務</li> </ul>

# 教育委員会における取組事例(3)【その他】

大分県

**特別支援学校高等部卒業生を対象とした  
キャリアステップアップ事業**  
【県単独事業・平成30年度より実施】

○事業名：特別支援学校キャリアステップ事業

○目的

特別支援学校高等部卒業生の希望進路の達成のため、学びの緩やかな卒業生等を一定期間、県立学校で雇用し、一般就労に向けた育成を強化する。また、雇用で得たノウハウを特別支援学校における職業教育や進路指導等の充実に繋げ、在校生の一般就労率の更なる向上を図る。

○雇用形態

・会計年度任用職員　・月20日以内、1日6時間の勤務

○対象者

原則として高等部卒業予定者の内、一般就労を希望する者

○従事する業務（例）

・事務補助作業　・環境整備　・校舎内メンテナンス 等

○雇用期間：1年（勤務実績により、最大2回まで契約更新あり）

○勤務場所

・1年目　　：県立特別支援学校（県内16校）  
・2・3年目　：原則として前職と同一福祉圏域にある県立高等学校

○雇用者数

・令和2年度：25名予定

※平成30年度から3名、令和元年度から9名、令和2年度2名雇用

川崎市

**聴覚障害のある教員の情報保障のため、  
手話通訳者を配置**  
【市単独事業・令和元年度より実施】

聴覚障害のある教員の情報保障のため、手話通訳者を会計年度任用職員として採用、配置している。

○概要

聴学校に、聴覚障害のある教員を複数配置しているが、聴覚障害のある教員の場合、電話や来客対応、出張等を一人で行うのは困難であり、また、職員会議等において使用言語の違い（日本語と日本手話）から細かいニュアンスが伝わりにくいくこと等を踏まえ、情報保障として手話通訳者を4名配置し、常時情報保障が可能な体制とした。



その結果、

- ・教員同士のコミュニケーションの活性化
- ・校務分掌として進路担当等涉外関係を担当できるようになったこと
- ・電話通訳により保護者等の対応が可能になったこと
- 等、手話通訳者配置前に比べ、業務の幅が広がっている。

- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)採用選考における障害のある者を対象とした選考において、受験資格に「自力通勤可能」「介助者不要」などの要件を課している県市は0県市となり、全ての県市において撤廃された。(平成29年度:49、平成30年度:34)

文部科学省  
「教師の採用等の改善に係る取組事例」より引用

## 試験の実施方法・内容等についての一部免除等の配慮の実施例

### ・北海道教育委員会

申出により、障がいの種類や程度に応じた配慮をするとともに、必要に応じて適正検査及び実技検査の一部又は全部を免除する。

### ・神奈川県教育委員会

必要に応じて点字、拡大文字、手話通訳者の準備や会場の配慮をする。障害の種類や程度によって、実技試験の一部を免除し、代わりに他の試験を行うなどの対応を行う。選考にあたっては、一般選考と別に行う。

### ・三重県教育委員会

原則として、選考方法・試験内容とも一般選考と同様。ただし、選考試験の実施にあたって、障害の種類と程度に応じた試験項目の代替、免除等の措置を必要に応じて検討している。また、「障害者を対象とした特別選考」以外の他の特別選考の申込資格を満たす場合は、該当する他の特別選考の試験項目により受験できるようにしている。

### ・鳥取県教育委員会

志願書に障害の程度により技能・実技試験内容に受験できない項目がある旨の記載があった志願者については、障害の程度に応じて技能・実技試験の一部若しくは全部について振替又は免除を行う。

### ・愛媛県教育委員会

受験資格があり、障害者特別選考を願い出た受験者に対し、事前面談を行い、配慮や免除についての要望を聴取し、それに応じて柔軟に対応している。

## 情報提供

(宮城教育大学)

しうがい学生支援室のホームページに、支援開始までの流れや、障害種ごとの支援内容を掲載している。

(島根大学)

障がい学生支援室を窓口として、障害のある高校生や特別支援学校生徒の大学見学・体験入学の受け入れ、教員（担任や進路指導担当教員等）からの質問や事前相談、見学等に対応している。

(愛媛大学)

特別支援学校で大学の障害学生支援担当より講演を行い、障害のある学生が合理的配慮を受けながら学んでいることを知ってもらう機会を設定している。また、特別支援学校の小中高等部の遠足や社会見学等で、大学のバリアフリー推進室の見学、障害のある児童と同じ障害のある学生との交流機会を設けている。特別支援学校の教職員に対しては、バリアフリー推進室の見学及び大学の支援について説明をしている。

(長崎大学)

県内高等学校76校の「進路指導主事研修会」及び地域の高等学校の保護者会に専任教員が参加し、大学の障害のある学生に関する支援体制等について周知を図っている。

## 受験対応

(東京学芸大学)

入学者選抜の募集要項に「受験に際して配慮を必要とする志願者の事前相談」について明記し、必要に応じて特別措置等の希望を志願者に聞き、点字による受験、拡大文字の問題用紙、別室の準備等個々の事情に合わせて対応している。

## 事前相談・支援体制の整備

(宮城教育大学)

入学が決定した障害のある学生には、入学前に面談の機会を設け、必要な支援について確認をしている。障害のある教員や先輩学生にも同席してもらい、入学後のイメージをもってもらう。

(滋賀大学)

教育学部では独自に、障害のある学生の入学が決定した時点で、個別支援チームを立ち上げ、入学前の3月に高等学校教諭、本人、保護者を含めて打合せを行い、

①当面のスケジュール

(健康診断、入学式、新入生オリエンテーション)

②修学支援の実情等

(障害の様態、高校までの支援、大学の修学環境、

大学の施設見学・点検、当面の支援の可能性)の共有等を行っている。

## 授業時の配慮

(宮城教育大学)

音楽：聴覚障害のある学生には希望に応じて個別レッスンを行っている。また、聴覚過敏等のある学生には音楽鑑賞時などは必要に応じて別室待機を許可している。

英語：聴覚障害のある学生にはリスニングの際は別課題を与えたり、リスニングのスクリプトを準備したり、英語が得意なノートテイカーを派遣したりなどしている。

体育：肢体不自由や病弱の学生には、参加できる種目への変更、代替措置などを行っている。

(愛知教育大学)

スポーツ科目など実技を伴う授業科目においては、アダプティドコースを用意するなどの配慮を行っている。

(滋賀大学)

視覚障害のある学生には補助員を配置し、拡大読書機やタブレットといった障害を補う機器の使用を認めている。PCを使用する情報演習室には大型ディスプレイを設置し、スクリーン提示資料は印刷したうえで予め配布している。

聴覚障害のある学生には、補聴器と連動した専用マイクの使用を認め、授業担当教員が装着している。所属グループのディスカッションは別室で行い、聞き取りやすいようにしている。

## 支援体制の整備

(弘前大学)

教育学部で独自に行っている支援・取組として、学修支援部門を設置し、単位修得状況を随時調査し、学生の不安や心配、困難に対して個別相談を実施している。

(福井大学)

「障がい学生サポーター（スチューデントアシスタント）」が、障害理解の学習及び支援についての研修を受け、必要に応じて障害学生のサポートを行っている。

(愛知教育大学)

発達障害の可能性がある学生の特徴、学生への働きかけ（大教室の授業時の支援、ゼミや演習等の小クラスの授業時の支援、卒業論文指導など個別指導時の支援）などを解説した「発達障害学生の理解と対応のためのミニブック」を作成し、活用している。

学内の聴覚障害情報保障支援団体を、AUEパートナーシップ団体（主体的・積極的に学内外で活動を行い、本学の教育、研究及び社会貢献活動に貢献すると認められる学生団体）として認定し、活動拠点となる教室を提供したり、研修等（日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワークPEPNet-japan主催研修会等への参加等）の活動経費に対する補助を行ったりしている。

(広島大学)

本人の合意及びエビデンス資料に基づきアクセシビリティセンターがアセスメントを行い作成した「配慮依頼文書」の通知を基に、合理的な配慮・調整・支援を行っている。

## 教育実習

(滋賀大学)

個別支援チームにおいて、1回生時から3回生で行う教育実習に備えて支援の検討を開始。障害のある学生本人にも教育実習を視野に入れて実習校である附属学校の参観や体験を行うよう促し、課題や要望、ニーズの把握を行った。同時に、附属学校の実習担当教員とも情報共有するとともに学生との打合せも行い、教育実習に備えた。

(京都教育大学)

聴覚障害のある学生については、学内の実習校での受入れが困難であることから学生、指導教員と相談のうえ、受入れが可能と思われる実習校に個別に受入れの依頼を行っている。発達障害のある学生については、実習前に指導教員と実習校の教員が配慮する内容を確認し、対応策を講じたうえで実習を履修させている。

## 定期試験

(滋賀大学)

個別支援チームで検討の上、学務委員会で確認を行い、教授会で決定している。視覚障害のある学生については、試験時間の延長、別室受験、障害を補うために必要な機器の使用許可、補助者の随伴を行っている。

## 教員採用に向けた支援

(宮城教育大学)

- ①教員採用選考試験受験における必要な支援について本人と確認し、その申し出の仕方等も必要に応じて確認・相談を行っている。機器の利用（例：聴覚補聴援助システム）など教育委員会に申し出てもそれが叶わない場合は、しうがい学生支援室の機器を貸し出す場合もある。
- ②発達障害のある学生等においては、必要に応じて提出書類等について一緒に確認を行う。

(愛知教育大学)

- ①教員採用選考試験における障害者の受験・合格・採用状況、受験上の配慮、非常勤採用等についての情報提供や、学生からの相談に応じている。
- ②合格後から採用準備について、個別の相談があれば、指導教員やキャリア支援課特任指導員が助言を行っている。
- ③採用選考後の非常勤講師への応募や大学院進学後の教員採用などについて、学生からの相談に応じている。

(大阪教育大学)

障がい学生支援ルームとして、大学に来た教員採用選考試験の障害者特別選考での求人情報を対象の学生に情報提供をするとともに、対象学生の承諾を得たうえで、採用担当者に障害の概要、必要な配慮等の情報提供を行っている。また、学内の説明会や個別指導の場でも情報保障等の個別の障がいに対する配慮を提供している。

### ①入学前段階

- 現在、高校との情報共有は限定的にしか行われていないことが課題。障害のある学生が在籍していた高校との連携を強化することによって、より適切な支援を行うことが必要。
- 出身校等（主治医、専門機関等）と情報共有するための制度設計（教育支援計画の引継ぎの手続き・様式、ガイドライン等の整備）が必要。

等

### ②養成段階

- 卒業や単位認定、資格取得等に求められる技能に関する詳細な基準等と合理的配慮の調和に関する議論が必要。
- 教育実習について、障害のある学生の受入れが不慣れな普通校での実習が課題。
- 教育実習について、今後、附属特別支援学校において積極的に障害を持つ学生の受入れ支援体制を築くことが必要。
- 教育実習について、受入れ学校側の理解も必要。

等

### ③入職支援段階

- 教育委員会が障害のある者を採用した場合、どのような分野で活用することを想定しているのか、情報交換を行う機会が必要。
- 障害のある学生について、現状では卒業することに注力し、教員採用選考試験の受験ができるまでには至っていない場合がある。教育委員会から障害のある方々が教育現場でどのように活躍しているかが具体的に見えてくると、指導もしやすくなる。
- 進路選択に至るまでの早い段階から、自己の特性理解や、教職という仕事への正しい理解等の指導が重要。

等

### ④その他

- 教育学部の学生に対して障害のある学生の支援についての授業を開講しているが、現職の教職員に対してさらなる研修や啓発も欠かせない。とりわけ、発達障害に対するさらなる理解が必要。

等

## 4 国立教員養成大学・学部から教育委員会に対する要望事項

- 教育委員会として障害のある者を採用した場合、どのような分野で活用することを想定しているのか、可能な範囲で情報を提供してほしい。その情報に基づいてどのような支援が必要であるかを検討していきたい。
- 現在、障害がありながら教育現場で職務にあたっている方の話を聞く機会を設けてほしい。教職志望の学生のみならず、教員養成にあたる大学教員にとっても、在学中に何を念頭において指導すればよいかの示唆を得ることができる。
- 教育現場において障害のある教師がどのような支援を受けることができるのか、どういった勤務体制ができるのかといった点を具体的に示してほしい。
- 障害のある学生や病気をもつ学生を教職として雇用するにあたっては、多様な働き方を用意し、教職における働き方の選択肢を広げてほしい（時短勤務、新しい働き方や役割の創造、特性を利用した業務の切り出し等）。
- 障害のある方が、実際に教職の現場でどのように働いているかの情報を教えてほしい。精神的な障害のある学生が教職に就くのは難しいのではないかという懸念があるので、そうではない事例があるのであれば、どの様な学校種・職務で活躍されているかの情報が知りたい。この情報があれば大学として積極的に学生に働きかけができる。
- 社会教育関連などの業務も視野に入れて、障害のある者が就労しやすい職場開拓に努めてほしい。
- 教育実習に不安のある障害のある学生が職場体験を通して自己の職業適性への理解を深めるため、教育実習とは別に、評価を伴わない学校でのインターンシップのような機会を設けてほしい。また、そのような機会を通して受け入れ側の教職員も障害への理解が深まる。

本調査により、

- 各都道府県・指定都市教育委員会別に取組状況を公表するとともに、教育委員会や学校における取組事例を幅広く共有する。
- また、国立教員養成大学・学部における障害のある学生の在籍状況を公表するとともに、各大学の取組事例を幅広く共有する。

文部科学省としては、教育委員会における障害者雇用が不十分なものとなっている状況を踏まえ、

- 各教育委員会の進捗状況をフォローアップするための継続的な実態把握・公表
  - 本調査結果を受けた取組が反映される令和3年度以降に改めて調査を行う
- 教員採用選考試験における取組事例の収集・発信
- 障害のある教師が働きやすい学校施設整備を支援するとともに、学校のICT環境整備の推進

また、国立教員養成大学・学部から教育委員会への要望事項等を踏まえ、

- 障害のある教職員が教育現場で活躍している全国の事例の収集・発信
  - 入職後の勤務体制・職務内容の工夫をはじめとした入職後の合理的配慮の在り方 等
- 教職課程を置く大学等と教育委員会の連携の促進
  - 上記の事例を大学等に共有するとともに、教育公務員特例法第22条の5に規定する協議会の活用等を通じた教育委員会と多様な教育関係者等との連携・協力の促進等を通じて、各教育委員会における障害者雇用を推進していく。